

【表紙】

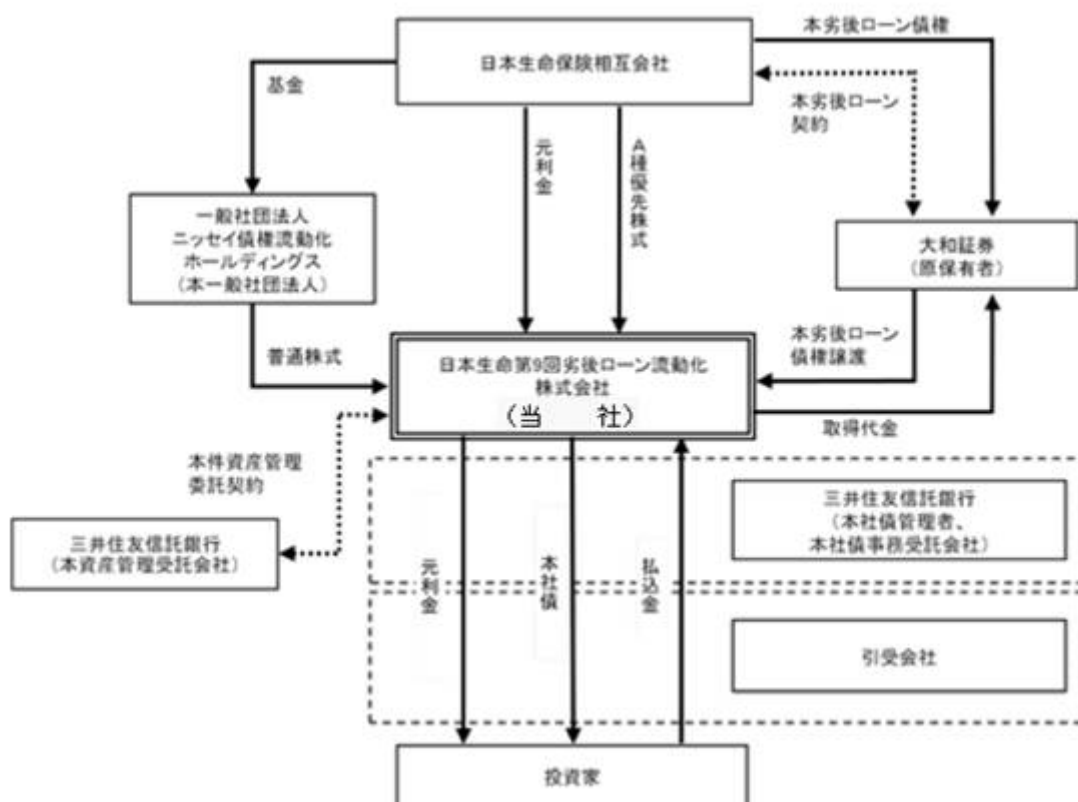
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【計算期間】	第2期中(自2024年10月1日至2025年3月31日)
【発行者名】	日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	北川 久芳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所
【電話番号】	(03)5219-8777(代表)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

振替社債

- a 日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）（以下「本社債」といいます。）社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。）に従って取り扱われるものとし、
- b 振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の一つとし、その記名式への変更はしません。

管理資産の流動化の基本的仕組み
仕組みの概要

- a 日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社（以下「当社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ50,000円として、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、当社の発起人である、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）（以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内に設立された一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）に保有されています。

- b 当社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）及び株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といい、これらを総称して「本格付機関」といいます。）から、2024年7月3日付で本社債につき予備格付を取得し、2024年7月29日付で本社債につき本格付を取得しました。
- c 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2024年7月19日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結された劣後ローン契約（以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2024年7月29日（以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。）付で750億円を日本生命に対して貸し付け、貸付債権（以下「本劣後ローン債権」といいます。）を日本生命に対して取得しました。
- d 当社は、2024年7月19日付で大和証券、日本生命及び当社の間で締結された劣後ローン債権譲渡契約（以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2024年7月29日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けました。本劣後ローン債権の取得資金は本社債の発行によって調達されました。かかる本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である日本生命の上記本劣後ローン債権の譲渡実行日の確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。
- e 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、日本生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、S M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及びみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を代表者とする引受会社が引受けを行いました。
- g 本社債は一般募集です。
- h 本社債は年2回利息支払を行い、本社債の元金は、2054年8月2日に一括して償還されます。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされます。また、当社が日本生命から本劣後ローンの元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元金は、一括して期限前償還されます。なお、当社は、後記「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(e)の記載に従い本社債の買入消却を行うことができ、この場合、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」h「期限前償還」(a)()「本社債の買入消却に伴う償還」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前償還されます。
- i 本社債が償還されるべき日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは本社債の利息の金額に影響を及ぼしません。
- j 当社は、2024年7月19日付で当社及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」又は「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約（以下「本資産管理委託契約」といいます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本半期報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日（当日を含みます。）から次の利率改定日（当日を含みます。）又は本社債が償還される日（当日を含みます。）のいずれか早い日までの間をそれぞれいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法（昭和58年法律第32号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「業務受託者」とは、株式会社東京共同会計事務所をいいます。

「業務受託者誓約書」とは、業務受託者が当社及び本社債管理者に差し入れた2024年7月19日付の誓約書をいいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」 「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払期日及び方法」(e)「グロスアップ」の記載に基づき日本生命が追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、かつ、かかる義務が、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記 「利率」記載の利率により後記 「利払日及び利息支払の方法」b「利息支払の方法及び期限」(a)から(e)までの記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、当初の本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「最終償還日」とは、2054年8月2日をいいます。

「参照国債ディーラー」とは、当社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者の者をいいます。

「参照5年国債」とは、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、振替機関業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元本で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果（経過措置（グランドファザリング）又はこれに類する規定の効果は考慮されます。）、本劣後ローンの全部又は一部が保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか（本定義において、以下「格付機関」といいます。）が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じたか又は生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、(a)本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本劣後ローンの本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関により当該水準の資本性が認められることが見込まれていた期間に比べて短くなった場合、又は(b)本劣後ローンについて、本劣後ローンの本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合をいいます。

「資本性変更事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、(a)(i)日本生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、()当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより日本生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は(b)金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から日本生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還日」とは、後記「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、日本生命に課される法人税の計算において本劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「税制事由(本社債)」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由(本社債)償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由(本社債)による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「当社関連契約」とは、本社債管理委託契約、本社債事務委託契約、本引受契約、その他本社債に関連する契約で、当社が当事者となっているものをいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務、本社債に係る債務及び当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 当社について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「当初期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2029年8月2日(当日を含みます。)までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「払込期日」とは、2024年7月29日をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、2018年3月16日付で本一般社団法人及び業務受託者の間で締結された業務委託契約並びにこれに関する一切の覚書をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2024年7月19日付の誓約書をいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2024年7月19日付で当社及び本資産管理受託会社の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債買入消却」とは、当社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、日本生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の償還に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2024年7月19日付で当社及び本社債管理者の間で締結された日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）社債管理委託契約をいいます。

「本社債管理委託手数料」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債管理者に対して支払う本社債の管理委託手数料をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設した口座及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」h「期限前償還」(a)の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」h「期限前償還」(a)の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2024年7月19日付で当社及び三井住友信託銀行の間で締結された日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）事務委託契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記「利率」に記載の利率に基づき後記「利払日及び利息支払の方法」b「利息支払の方法及び期限」(a)の記載に従い各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、2024年7月19日付で各引受会社、当社及び日本生命の間で締結された日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)引受契約をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2024年7月29日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン元本」とは、本劣後ローン契約に基づき日本生命が償還するものとされる劣後ローンの元本をいいます。

「本劣後ローン期限前償還」とは、本劣後ローンの元本の期限前償還をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、日本生命が、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、(a)資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は(b)本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに当社に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローンの利息をいい、その対象となる計算期間について後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」f「利率」記載の利率により当該計算期間の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン最終償還日」とは、2054年8月2日の3銀行営業日前の日をいい、本劣後ローン契約に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、日本生命の劣後ローンの元利払債務及びこれに関連する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務、本劣後ローンに係る債務及び日本生命の基金に係る債務並びに日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる日本生命の債務をいいます。

「本劣後ローン償還日」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「償還方法」(a)又は同h「期限前償還」(a)の記載に基づき本劣後ローンが償還されるべき日をいいます。

「本劣後ローン償還要件」とは、本劣後ローン元本の償還を行うために充足すべき、(a)本劣後ローン元本の償還を行った後において日本生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができることと見込まれること、又は(b)日本生命が当該償還額以上の額の適格資本調達(基金の発行及び劣後債務による資金調達を含みます。)を行うことという条件、及び、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限り、)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

「本劣後ローン通知基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された日本生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)。但し、いかなる場合も日本生命の基金に係る債務は、本劣後ローン同順位劣後債務には含まれません。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本半期報告書提出日現在、下記の社債及び契約に係る日本生命の債務があります。

- (a) 2016年1月20日発行の2046年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (b) 2017年9月19日発行の2047年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (c) 2020年1月23日発行の2050年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (d) 2021年1月21日発行の2051年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (e) 2021年9月16日発行の2051年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (f) 2023年9月13日発行の2053年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (g) 2024年4月16日発行の2054年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (h) 2025年1月23日発行の2055年満期ユーロ建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (i) 2025年4月30日発行の2055年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (j) 2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (k) 2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (l) 2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (m) 2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (n) 2017年4月19日発行の日本生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (o) 2018年4月20日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (p) 2018年9月7日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (q) 2019年4月12日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (r) 2019年11月13日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (s) 2020年9月11日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (t) 2021年4月27日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (u) 2022年4月26日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (v) 2022年9月13日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (w) 2023年4月17日付で日本生命が締結した劣後特約付金銭消費貸借契約及びこれに関する一切の変更契約

「本劣後ローン任意償還日」とは、利率改定日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン任意停止」とは、日本生命が、その裁量により、本劣後ローン通知基準日までに当社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高」とは、その時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払期日及び方法」(d)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払期日及び方法」(a)「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算基準日」とは、第1回を本劣後ローン貸付実行日、第2回を2025年2月2日とし、その後毎年の2月2日及び8月2日をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2025年2月2日の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年2月2日の3銀行営業日前の日及び8月2日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 日本生命について、清算手続(保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 日本生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由(本社債)」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払期日及び方法」(d)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、当社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2025年2月2日を第1回として、その後毎年2月2日及び8月2日をいいます。

「利率改定日」とは、2029年8月2日及びその5年後ごとの応当日を総称していいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日につき、当該利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件(当社劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 当社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知っている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生する。

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 日本生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は日本生命に知っている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 日本生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 日本生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 日本生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 日本生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由(本社債)を総称していいます。

「A種優先株式」とは、当社がその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って日本生命に発行したA種優先株式をいいます。

「5年国債金利」とは、以下のレートとします。

- (a) 利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv)(その承継ファイル及び承継ページを含みます。))又は当該「国債金利情報」ページ(その承継ファイル及び承継ページを含みます。))からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイル(以下同じです。)に表示される5年国債金利とします。
- (b) 利率決定日の午前10時(東京時間)に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されていない場合又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に当社は参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時(東京時間)現在の参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。
- (c) 提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数点以下第4位を四捨五入します。本定義において以下同じです。)を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。
- (d) 提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。
- (e) 提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時(東京時間)において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。

管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

a 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は当社の資産であり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本劣後ローン債権を含む当社の資産を、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において保管され、本社債管理委託契約に記載されているこれらの勘定からの支払方法によってのみ利用することが可能とされています。

b 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、当社の普通株式及びA種優先株式の払込金は当社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

期限前償還

本社債の元本は、後記「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還されることがあります。

利息支払の停止

本社債の利息は、後記「利払日及び利息支払の方法」b「利息支払の方法及び期限」(f)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等

- a 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。
- b 本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、本責任財産のみを責任財産として、かつ、本社債管理委託契約に記載されている管理資産からの支払順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。
- c 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

劣後条件等

a 劣後特約（当社劣後事由）

当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

b 劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））

当社は、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

c 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されるはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び日本生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

d 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件（当社劣後事由）及び劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還します。

e 相殺禁止

- (a) 当社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。
- (b) 本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本社債に関する信用格付

a 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の最終償還日までの全額償還の安全性について、本社債は、本格付機関から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の予備格付を2024年7月3日付で取得しており、また、本格付機関から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の本格付をそれぞれ本社債の払込期日に取得しました。なお、2025年5月末日現在の格付に変更がないことを本信用格付業者のホームページにおいて確認しています。

b 信用格付の前提及び限界に関する説明

(a) JCR

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

(b) R&I

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られています。

利率

- a 払込期日の翌日(当日を含みます。)から2029年8月2日(当日を含みます。)までは、年1.824%とします。
- b 2029年8月2日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年1.250%(但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間については、年2.250%)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。
- c 当社は、本社債管理者に前記b及び前記「管理資産の流動化の基本的枠組み」において定義される「5年国債金利」に定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率決定日に当該利率を確認します。
- d 当社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内(改定後利率適用期間の開始日を含みます。)に、前記b及び前記「管理資産の流動化の基本的枠組み」において定義される「5年国債金利」の記載により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

利払日及び利息支払の方法

- a 元利金支払の方法
本社債に関する元金及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。
- b 利息支払の方法及び期限
(a) 本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2025年2月2日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後各利払日にその日までの前半か年分を支払います。

- (b) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (c) 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。また、第1回の利払日に支払うべき本社債に係る利息を計算するときは、(i) i 1円に1.824%を乗じ、2で除して算出した金額(小数点以下13桁未満切捨。以下「一通貨あたりの利子額(半年)」といいます。)とii一通貨あたりの利子額(半年)に払込期日の翌日(当日を含みます。)から2024年8月2日(当日を含みます。)までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額(小数点以下13桁未満切捨)の合計額に、()各本社債権者が各口座管理機関(振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。以下同じです。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額を乗じ、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てて計算します。
- (d) 本社債の償還日以降、当該償還額(本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとし、なお、(i) i 当該償還日において残存する経過利息又は 当該償還日が利払日に該当する場合の当社債利息及び()未払残高は、後記「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。
- (e) 当社債利息及び経過利息の支払については、本b「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、後記(f)「利息支払の停止」及び(g)「未払残高の支払」並びに前記「劣後条件等」a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」の記載に従います。
- (f) 利息支払の停止
当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における当社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べます。当該繰り延べられた当社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。
- (g) 未払残高の支払
()当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本()の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知(かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。)を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日(但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日)に、当該利払日時点の当社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。
()当社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。
()未払残高の支払については、本b「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、前記「劣後条件等」a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」の記載の劣後特約に従います。

償還期限及び償還の方法

a 償還価額

各社債の金額100円につき金100円

b 償還の方法及び期限

- (a) 当社債の元本は、後記(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び後記(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする当社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「償還方法」(a)の記載に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日(当日を含みます。)まで、前記「利率」bに記載する利息が発生するものとし、

- 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」e「償還方法」(a)の記載に基づく本劣後ローン償還要件の充足有無の通知を受領後、速やかに(但し、最終償還日又は延長後の最終償還日より30日以上60日以内の事前の)通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日又は延長後の最終償還日における本社債の元本の償還の有無及び最終償還日が延長される場合は延長後の最終償還日を通知するものとします。
- (b) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」h「期限前償還」(a)の記載に基づき、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日(利払日)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日)において、当該時点で残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (c) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」「本劣後ローン債権の概要」h「期限前償還」(a)の記載に基づき、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日(利払日以外)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日以外)において、当該時点で残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (d) 前記(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。)までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (e) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの償還が日本生命と本劣後ローン貸付人との間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。
- (f) 本社債の元本の償還及び買入消却については、本b「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記「劣後条件等」a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

(2) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】

本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

a 金額

金750億円

b 用途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

c 貸付実行日

本劣後ローン貸付実行日

d 本劣後ローン最終償還日

2054年8月2日の3銀行営業日前の日をいい、後記e「償還方法」(a)の記載に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

e 償還方法

(a) 本劣後ローンの元本は、後記h「期限前償還」(a)の記載に基づき期限前償還される場合を除き、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン最終償還日に、その残存総額を、本劣後ローン最終償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還します。

本劣後ローン償還要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終償還日に償還されない場合、本劣後ローン最終償還日は本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延長されるものとし、その間も、後記g「利息支払期日及び方法」の記載に従って利息が発生するものとし、

日本生命は、本劣後ローン最終償還日又は延長後の本劣後ローン最終償還日より30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン償還要件の充足の有無を通知するものとし、本劣後ローン償還要件の充足の有無については当該通知の内容が本劣後ローン貸付人を拘束するものとし、

(b) 前記(a)に基づき本劣後ローンが償還されるべき日である本劣後ローン償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン償還日に支払われるべき本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

(c) 本劣後ローンの元本の償還については、本e「償還方法」の記載のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

f 利率

(a) 払込期日の翌日(当日を含みます。)から2029年8月2日(当日を含みます。)までは、年1.824%とします。

(b) 2029年8月2日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年1.250%(但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間については、年2.250%)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとし、

(c) 本劣後ローン貸付人は各利率決定日に前記(b)及び前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」「管理資産の流動化の基本的枠組み」において定義される「5年国債金利」に記載する利率を確認し、当該利率決定日から7銀行営業日以内に当該利率を日本生命に書面で通知します。

g 利息支払期日及び方法

(a) 利息支払の方法

()本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、当初期間においては、第2回以降の各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記f「利率」(a)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を、それぞれ

支払います。当初期間における第2回以降の各本劣後ローン利払日において支払われるべき利息の金額は684,000,000円です。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記f「利率」(b)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

- ()前記(i)に別段の記載がある場合を除き、半か年に満たない期間につき本劣後ローンに係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。
 - ()本劣後ローン償還日以降、当該償還額(本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、iア当該本劣後ローン償還日において残存する本劣後ローン経過利息又は当該本劣後ローン償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及びイ本劣後ローン未払残高は、前記e「償還方法」又は後記h「期限前償還」の記載に従い償還とともに支払われます。
 - ()本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本g「利息支払期日及び方法」の記載のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。
- (b) 利払の任意停止
- 日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。
- (c) 利払の強制停止
- 日本生命は、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、(i)資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は(ii)本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。
- (d) 本劣後ローン未払残高の支払
- ()日本生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、また、本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。
 - ()前記(i)、前記(b)及び(c)並びに後記(f)の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、日本生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利払日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については日本生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項又は条件上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利払日における支払も認められるものとします。

- () 日本生命が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。
- () 本劣後ローン未払残高の支払については、本(d)のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(e) グロスアップ

日本生命は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。日本生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、日本生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、日本生命は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

(f) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

日本生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に係る通知をした場合又は前記(a)から(e)までの記載に従って本劣後ローンに係る利息の支払が停止している場合、日本生命は、本劣後ローン同順位劣後債務若しくは日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務(日本生命の基金に係る債務及びかかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。)に係る利息若しくは配当の支払、償還若しくは買入消却を行うこと、又は日本生命の子会社をして行わせることはできません。但し、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

h 期限前償還

(a) 日本生命は、以下の場合において本劣後ローンを償還することができます。

() 日本生命の選択による償還

日本生命は、その選択により、本劣後ローン任意償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意償還日より30日以上60日以内の事前の通知(本劣後ローン償還要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。)を行うことにより、本劣後ローン任意償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、本劣後ローン任意償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

() 資本事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である資本事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、iア 資本事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本事由償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 資本事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

() 税制事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である税制事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、iア 税制事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 税制事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

() 資本性変更事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である資本性変更事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本性変更事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、iア 資本性変更事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本性変更事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 資本性変更事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

() グロスアップ事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日であるグロスアップ事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、グロスアップ事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、iア グロスアップ事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）からグロスアップ事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイグロスアップ事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

() 税制事由（本社債）による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である税制事由（本社債）償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由（本社債）償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、税制事由（本社債）償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、iア 税制事由（本社債）償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 税制事由（本社債）償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

() 本社債の買入消却に伴う償還

本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、日本生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の償還に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとします。

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、日本生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン償還要件を充足した上で、i本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を償還し、 本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高（本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限ります。）を支払います。

日本生命が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の償還として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の償還に伴い、本社債買入消却によって買入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が償還されたものとみなされ、かつ、本社債買入消却によって買入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

- (b) 前記(a)に基づき本劣後ローンが償還されるべき日である本劣後ローン償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン償還日に支払われるべき本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (c) 本劣後ローンの元本の期限前償還については、本h「期限前償還」の記載のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

i 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン元本の償還並びに本劣後ローン利息、本劣後ローン経過利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

j 劣後条件等

(a) 劣後特約

日本生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

(b) 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローン上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、日本生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(c) 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに日本生命に返還します。

(d) 相殺の禁止

日本生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就しない限りは、本劣後ローン貸付人は、日本生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

k 事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) 日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

(b) 日本生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。

- (c) 日本生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本劣後ローン契約に基づき原保有者のために負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。
- (d) 日本生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。
- (e) 本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直前に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、日本生命の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。
- (f) 日本生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。
- (g) 本劣後ローン契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提供日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にとり重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本劣後ローン貸付実行日までに貸付けされ残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の明細及び条件が含まれています。
- (h) 日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

1 組織変更に伴う読替

日本生命が保険業法又はその他適用ある法令若しくは規制に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。

本報告書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

1 管理資産を構成する資産の状況

(1) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等

管理資産の流動化の基本的仕組み

(前略)

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに係る債務並びに日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる日本生命の債務をいいます。

(中略)

「本劣後ローン償還要件」とは、本劣後ローン元本の償還を行うために充足すべき、(a)本劣後ローン元本の償還を行った後において日本生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(b)日本生命が当該償還額以上の額の適格資本調達(株式の発行及び劣後債務による資金調達を含みます。)を行うことという条件、及び、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限ります。)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

(中略)

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された日本生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本半期報告書提出日現在、下記の社債及び契約に係る日本生命の債務があります。

(中略)

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 日本生命について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

(中略)

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 日本生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は日本生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 日本生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満了(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 日本生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

(後略)

(2) 管理資産を構成する資産の管理の概況

本劣後ローン債権の概要

g 利息支払期日及び方法

(前略)

(b) 利払の任意停止

後記(f)に従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(c) 利払の強制停止

日本生命は、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、かつ継続している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

(d) 本劣後ローン未払残高の支払

- ()日本生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、i 適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、また、本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。
- ()前記(i)、前記(b)及び(c)の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、日本生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利払日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については日本生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項又は条件上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利払日における支払も認められるものとします。

(中略)

(f) 強制利払い

ある本劣後ローン利払日に先立つ6ヶ月間において以下のいずれかの事由(以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。)が生じた場合、日本生命は、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限り、)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足した上で、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に資本不足事由が発生し又は発生し続けた場合は、この限りではありません。

- ()日本生命が普通株式若しくは優先株式の配当又は日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息(未払残高を含みます。)の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合(但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び前記(d)に基づく本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。)
- ()日本生命又は日本生命の子会社が日本生命の普通株式若しくは優先株式又は日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合(但し、会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得、合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得、又は、ストックオプション制度及び従業員持株制度を含む、従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得のいずれかによる場合を除きます。)

(g) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

(全文削除)

(後略)

- m 本劣後ローン債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。
- n 本劣後ローン貸付人は、日本生命に事前に書面により通知した上で、本劣後ローン契約に基づく権利を第三者に譲渡又は質入することができます。かかる場合、日本生命は、かかる譲渡又は質入に合理的な範囲で協力する(かかる譲渡又は質入を書面で承諾することを含みますが、これに限られません。)ものとします。かかる協力に必要な費用は、本劣後ローン貸付人が負担します。

本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、大和証券による買戻し等)は定められていません。

o 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

p 管理資産の管理

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者である大和証券が貸付金の貸付を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、当社及び日本生命に対して、保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本劣後ローン債権の債務者である日本生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約の締結日である2024年7月19日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、原保有者である大和証券に対し、前記k「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本劣後ローン債権譲渡契約において、当社及び大和証券に対し、本劣後ローン契約において日本生命が大和証券に対して行った前記k「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本劣後ローン債権譲渡契約の締結日及び本劣後ローン債権の譲渡実行日である2024年7月29日においても真実かつ正確であることを表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記3「発行者及び関係法人情報」(1)「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと及び資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還は、それぞれ各本劣後ローン利払日及び本劣後ローン償還日において、当社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本劣後ローン元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、三井住友信託銀行に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本pに記載される事項のほか管理資産たる本劣後ローン債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、後記(6)「投資リスク」「投資に関するリスクの特性」a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

(3) 【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2024年9月	75,234,250千円	- 千円	- %
2025年3月	75,213,049千円	- 千円	- %

総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金合計額をいいます。

(4) 【収益状況の推移】

	当中間会計期間 自2024年10月1日 至2025年3月31日
収益	
金融収益	677,831千円
費用	698,119千円
期末残高	
元本金額の期末残高	75,000,000千円
元本金額の期末残高に占める収益額の比率	0.90%
元本金額の期末残高に占める費用額の比率	0.93%

(5) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

(6) 【投資リスク】

投資に関するリスクの特性

当社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行しました。本社債の元利金の支払は、当社が取得した本劣後ローン債権の元利金を支払原資として行われますが、日本生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実に実行されるとは限らない以上、本社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、以下a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」により、本社債権者は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構又は保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識しているリスク(投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由)については、以下a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

上記及び以下a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において判断したものです。

a 元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本劣後ローン債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本劣後ローン債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。さらに、普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、かつ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受けを約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は日本生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元本の償還は日本生命が支払う本劣後ローン元本の償還金によって行われることになり、その結果、本社債の元本の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である日本生命による本劣後ローン元本の償還及び本劣後ローン利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、日本生命による本劣後ローン元本の償還及び本劣後ローン利息の支払の状況如何によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本社債の元本の償還は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の最終償還日に一括償還することを予定しており(償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。))までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の利息の金額に影響を与えるものではありません。)、また、本社債の利息の支払は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」「利払日及び利息支払の方法」記載の利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています(利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる利息の金額に影響を与えるものではありません。)。しかしながら、日本生命による本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

このように本社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々日本生命の信用力によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本社債の元本の償還に関するリスク

() 本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元本は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び同(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2054年8月2日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還するものとされています。但し、本劣後

ローン契約に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローン元本は、本劣後ローン償還要件を充足した場合に限り、最終償還日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終償還日に、その残存総額を、本劣後ローン最終償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還するものとされています。本劣後ローン最終償還日に本劣後ローン償還要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終償還日は本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延長されるものとされています。

以上から、本劣後ローン最終償還日において本劣後ローン償還要件を充足できない場合には、本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローン元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元本の償還も行われないうこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

() 当社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、日本生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の償還は行われません。その結果、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元本の償還は行われません。

かかるリスク要因は、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

() 本社債の期限前償還に関するリスク

当社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、日本生命は、その選択により、2029年8月2日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本金変更事由、グロスアップ事由又は税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い日本生命が本劣後ローンの期限前償還を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります、それに対する補償は当社及び日本生命を含むいかなる当事者も行いません。

なお、本劣後ローン契約に従った日本生命による本劣後ローンの期限前償還はいずれも日本生命の権利であり、日本生命に期限前償還を義務付けるものではなく、日本生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び日本生命に対して本劣後ローンの期限前償還を求める権利を有していません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定していますが、日本生命による本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利払資金が不足する可能性があります。

当社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領した場合、当該利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べられる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、かつ、継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、日本生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、日本生命による本劣後ローン債権の元利金の支払状況及び日本生命の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延べに係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が日本生命から支払われない限り、当該繰延べが生じた後においても支払われませんが、日本生命は、本劣後ローン最終償還日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、日本生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、日本生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(d) 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

また、当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(当社劣後事由)が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項(相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項)により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、相互会社の場合は、(i)更生担保権、()一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、()()、()及び()に掲げるもの以外の)更生債権、()約定劣後更生債権、()基金に係る更生債権、()社員権の順序となり、株式会社の場合は、(i)更生担保権、()一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、()()及び()に掲げるもの以外の)更生債権、()約定劣後更生債権、()残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、()()に掲げるもの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、当社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、日本生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、日本生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに日本生命及び当社の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(e) 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けましたが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

- () 原保有者及び当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること
- () 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が当社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと
- () 本劣後ローン債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本劣後ローン債権の買戻しを行う義務を負担していないこと

- () 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと
- () 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本劣後ローン債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること

(f) 日本生命の株式会社化に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社とすることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、日本生命が保険業法又はその他適用ある法令若しくは規制に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち、一部条項は、組織変更の効力発生をもって読み替えられるとされており、かかる読替の結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、読替前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン又は本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において利息の支払を停止している場合には、本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部が繰り延べられますが、読替後はかかる事由を理由として日本生命は本劣後ローン利息の支払の繰延べを義務付けられません。

そのため、日本生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における日本生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が本社債の元金未償還のうちに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は、本社債管理委託契約において、本社債の元金金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下のことを約束しています。

- () 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- () 当社は、当社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- () 当社は、本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元金金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は後記()に記載する業務及びその付帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合(当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)かつ 本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。当社は、かかる債務負担行為をする場合には、その旨及びその内容につき、事前に本社債管理者に通知しなければなりません。

- () 当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ当社の普通株式(以下「本普通株式」といいます。)及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用(以下、本(h)において「諸費用」と総称します。)の支払資金相当額以上の金銭の払込を受けています。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となる可能性があります。

これらの場合において、日本生命は、当該諸費用増加額相当額の当社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、日本生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人が日本生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は日本生命その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があります、その結果、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(i) 当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合には、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記(d)「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合には、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、本普通株式は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て日本生命に保有されています。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束している等の倒産予防措置がとられているほか、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」「倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結した各契約においても同種の規定がされている等倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(j) 当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日(資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入に係る債務の履行を完了する日をいいます。)までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。)の上限は50年とされています。そのため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元本の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制(資産流動化法第195条から第214条まで)や、特定目的会社の監督に関わる規制(資産流動化法第215条から第221条まで)その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(k) 当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関する影響

全ての本普通株式は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人が本普通株式を保有することに関連するリスクとしては、()本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本普通株式が本一般社団法人から第三者に譲渡される結果、当社の運営に悪影響が及ぶリスク、()本一般社団法人の理事の業務執行により、当社の運営に悪影響が及ぶリスク、及び()本一般社団法人の社員の社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高くないと当社は考えています。

- (i) 本一般社団法人誓約書において、本一般社団法人は、当社及び本社債管理者に対して、本一般社団法人が本普通株式を取得した後、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本普通株式が本一般社団法人から第三者に移転する可能性は低いと当社は考えています。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本普通株式は第三者に譲渡されることが考えられます。この場合、本普通株式の譲受人により、当社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利が行使され、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、以下のとおり、当初の最終償還日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと当社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び業務受託者誓約書における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本普通株式を取得し、当初の最終償還日までに発生する租税支払、維持費用その他全ての支払債務(業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。)を履行するために必要と見込まれる金額以上の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務(追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分(以下「株式等」といいます。))の取得対価の支払債務を含みます。)を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における総社員の同意が必要とされています。さらに、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社及び本社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為(債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。)をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が当初の最終償還日までに発生する可能性は低いと当社は考えています。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、当初の最終償還日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと当社は考えています。

また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人との間の2018年3月2日付、2019年3月4日付、2020年8月6日付、2021年3月9日付、2022年7月26日付及び2024年6月14日付基金総額引受契約において、本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せしめることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れた本社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書(社員が差し入れるものを、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。)において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全債務の弁済が完了した日から1年と1日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと当社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を派遣することを本一般社団法人業務委託契約において定めています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと当社は考えています。なお、その他の解散事由(定款で定めた存続期間の満了、定款で定めた解散の事由の発生、社員総会の決議、合併(合併により一般社団法人が消滅する場合に限ります。)、破産手続開始の決定及び一般社団法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判)についても、該当する実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。

- ()本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、本一般社団法人誓約書において、当社に対して、当社の破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わず、かつ、当社が発行する社債に係る当社の一切の債務が完済されるまでの間、当社の解散決議を行わないこと(但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。)、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ(当社が発行する社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。本()において、以下同じです。)のある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任、又はその他当社の業務遂行若しくは債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また当社の取締役をして行わしめないことを約束していますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、典型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しています。

()本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が普通株式の株主である当社の取締役の解任権及び選任権を含む普通株式の株主の権利を、間接的に行使することができるため、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人の設立時の社員3名はいずれも会計事務所所員(うち2名は税理士)であり、また、定款において社員の資格を有する者を限定し、典型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しています。さらに、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めています。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が当社の運営に悪影響を及ぼす実際の可能性は高いものとは考えていません。

(l) 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、本普通株式並びに日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社、日本生命2021基金流動化株式会社、日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社及び日本生命第8回劣後ローン流動化株式会社の株式以外に、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、また、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得し、当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該株式等の発行体がデフォルトに陥り、その株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、()その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用(かかる追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含みますが、これに限られません。)を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、()かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認することを当社及び本社債管理者に対して約束しているため、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

(m) 本社債権者が担保を有しないことによる影響

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権(対抗要件の具備の有無を問いません。)を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権(抵当権、質権等)等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、前記(g)「当社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(n) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時時点の法令に基づいて締結されています。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の利息の支払又は元本の償還に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本金変更事由、グロスアップ事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)「本社債の元本の償還に関するリスク」()「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(o) 税制の変更等に関するリスク

本報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の利息の支払又は元本の償還の資金が不足し、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)「本社債の元本の償還に関するリスク」()「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(p) 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

平成8年大蔵省告示第50号(「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件」)(平成8年2月29日)(その後の改正を含みます。)(以下「本告示」といいます。)第1条の2第1項によれば、「法(保険業法を意味します。以下同じです。)第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下この条において同じです。)の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等(法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下この条において同じです。)としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(前条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下この条において同じです。)を保有(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有)していると認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。)における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額(次項において「控除額」といいます。)を控除するものとする。」とされています。本社債は、日本生命に対して拠出された本劣後ローン債権を主な財産とする当社が発行する社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、当社の主な財産が日本生命に対して拠出された本劣後ローン債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等(上記条項に定義される意味によります。以下本pにおいて同じです。)が本社債を保有する場合には本告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(略)を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には本告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(q) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記(b)「本社債の元本の償還に関するリスク」(i)「本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン償還要件の未充足による本劣後ローン最終償還日の延長により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止又は最終償還日の延長の可能性のある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元本の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン償還要件の未充足による本劣後ローン最終償還日の延長によっても、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(r) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、当社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(s) 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク

本社債の償還(期限前償還を含みます。)、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他日本生命から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知(以下「本社債日本生命関連通知」といいます。)は、全て、日本生命から本劣後ローン債務の償還(期限前償還を含みます。)、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の日本生命から通知される事項に関する通知(以下「本劣後ローン日本生命関連通知」といいます。)を当社が受領した後に行われます。従って、日本生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン日本生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債日本生命関連通知は、かかる日本生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

投資リスクに関する管理体制

当社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債について、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に基づく弁済の受領、債権の実現の保全その他本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

なお、本社債に関する投資リスクに関する、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識しているリスク(投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項)に対する対応については、前記「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

2【管理資産の経理状況】

(1)【主な資産の内容】

	当中間会計期間末 2025年3月31日
管理資産残高	75,213,049千円
元本相当部分	75,000,000千円
利息相当部分(未収利息相当額)	213,049千円
証券所有者への利息支払基金の残高	-千円
証券所有者への元本償還基金の残高	-千円
管理資産の維持管理費支払基金の残高	-千円

3【発行者及び関係法人情報】

(1)【発行者の状況】

【発行者の概況】

a 主要な経営指標等の推移

回次	第2期中	第1期
会計期間	自2024年 10月1日 至2025年 3月31日	自2024年 6月10日 至2024年 9月30日
営業収益 (千円)	677,831	234,250
経常損失 (千円)	19,946	11,969
中間(当期)純損失 (千円)	20,473	12,207
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	619,300	619,300
発行済普通株式数 (株)	2	2
発行済優先株式数 (株)	24,770	24,770
純資産額 (千円)	1,205,919	1,226,392
総資産額 (千円)	76,424,356	76,462,933
1株当たり純資産額 (円)	16,290,360.00	6,053,554.00
1株当たり中間(当期)純損失 (円)	10,236,806.00	6,103,554.00
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純損失 (円)	-	-
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり 中間(当期)配当 額)	- (-)	- (-)
自己資本比率 (%)	1.6	1.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,372	557,208
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	1,238,600
現金及び現金同等 物の中間期末(期末)残高 (千円)	674,018	681,391
従業員数 (名)	-	-

(注1) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

(注2) 営業収益には消費税等(消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。)が含まれております。

(注3) 当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

(注4) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純損失は、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注5) 1株当たり情報については、普通株式について記載してあります。

b 事業の内容

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

c 関係会社の状況

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

d 従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

e 株式等の状況

(a) 株式の総数等

() 株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

() 発行済株式

種類	中間会計期間 末現在発行数 (株) (2025年 3月31日)	提出日現在 発行数 (株) (2025年 6月27日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容（注1）
普通株式	2	2	該当なし	
A種優先 株式	24,770	24,770	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 定款において、会社法第108条第1項第1号（注2）、第2号（注3）及び第3号（注4）に掲げる事項について定めています。 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
計	24,772	24,772		

（注1）定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項（譲渡による株式の取得について当社の承認を要すること）を定めています。

（注2）定款において、当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注3) 定款において、当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注4) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(c) ライツプランの内容
該当事項はありません。

(d) 発行済株式総数、資本金等の状況

当中間会計期間中における当社の発行済株式総数及び資本金等の状況は、以下のとおりです。

当社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金 増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金 残高 (円)
自 2024年 10月1日		普通株式 2		50,000		50,000
至 2025年 3月31日		A種優先株式 24,770		619,250,000		619,250,000

(e) 大株主の状況

() 普通株式の株主の状況

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
一般社団法人ニッセイ債権 流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目 4番1号東京共同会計事務所 内	2	100
計		2	100

() A種優先株式の株主の状況

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁 目5番12号	24,770	100
計		24,770	100

(f) 議決権の状況

() 発行済株式

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	24,770		A種優先株式 (注)
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)			
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
単元未満株式			
発行済株式総数	24,772		
総株主の議決権		2	

(注) A種優先株式の株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しません。

() 自己株式等

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
該当事項なし					

f 役員の状況

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

【事業及び営業の状況】

a 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

b 事業等のリスク

本「事業及び営業の状況」及び後記「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記(6)「投資リスク」、「投資に関するリスクの特性」a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載されていますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、当中間会計期間末日現在において判断したものです。

c 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(a) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)

当社の当中間会計期間の業績は、営業収益677,831千円、営業損失20,287千円、中間純損失は20,473千円となりました。

(b) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、674,018千円となりました。また、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の営業活動におけるキャッシュ・フローは、主に各種経費の支払により、7,372千円の資金減少となりました。

(c) 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

d 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

e 研究開発活動

該当事項はありません。

【設備の状況】

a 主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有していません。

b 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

【経理の状況】**1. 中間財務諸表の作成方法について**

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社及び関連会社を有しておらず、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表】

イ【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間末 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	681,391	674,018
前払費用	1,456	578
未収利息	234,250	213,049
未収還付法人税等	3	-
流動資産合計	917,101	887,646
固定資産		
投資その他の資産		
買入貸付債権	75,000,000	75,000,000
投資その他の資産合計	75,000,000	75,000,000
固定資産合計	75,000,000	75,000,000
繰延資産		
社債発行費	545,832	536,709
繰延資産合計	545,832	536,709
資産の部合計	76,462,933	76,424,356
負債の部		
流動負債		
未払費用	234,677	214,710
未払法人税等	1,863	3,726
流動負債合計	236,540	218,436
固定負債		
社債	75,000,000	75,000,000
固定負債合計	75,000,000	75,000,000
負債の部合計	75,236,540	75,218,436
純資産の部		
株主資本		
資本金	619,300	619,300
資本剰余金		
資本準備金	619,300	619,300
資本剰余金合計	619,300	619,300
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,207	32,680
利益剰余金合計	12,207	32,680
純資産の部合計	1,226,392	1,205,919
負債及び純資産の部合計	76,462,933	76,424,356

口【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年10月 1日 至 2025年 3月31日)
営業収益	
金融収益	677,831
営業収益合計	677,831
営業費用	
金融費用	1 686,954
販売費及び一般管理費	2 11,164
営業費用合計	698,119
営業損失()	20,287
営業外収益	
受取利息	340
営業外収益合計	340
経常損失()	19,946
税引前中間純損失()	19,946
法人税、住民税及び事業税	527
法人税等合計	527
中間純損失()	20,473
前期繰越損失()	12,207
中間未処分利益又は中間未処理損失()	32,680

八【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	619,300	619,300	619,300	12,207	12,207	1,226,392	1,226,392
当中間期変動額							
中間純損失()				20,473	20,473	20,473	20,473
当中間期変動額合計	-	-	-	20,473	20,473	20,473	20,473
当中間期末残高	619,300	619,300	619,300	32,680	32,680	1,205,919	1,205,919

二【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年10月 1日
至 2025年 3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
劣後ローン利息による収入	699,032
社債利息の支払による支出	699,032
その他の営業支出	5,801
小計	5,801
利息及び配当金の受取額	288
法人税等の還付額	3
法人税等の支払額	1,863
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,372
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,372
現金及び現金同等物の期首残高	681,391
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 674,018

【注記事項】

(重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
1. 繰延資産の処理方法	
社債発行費	定額法により社債発行期間内である30年間で均等償却を行っております。
2. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	
	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。

(中間損益計算書関係)

(1) 金融費用の主要な費目及び金額は次の通りであります。

当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
社債利息	677,831千円
社債発行費償却	9,122千円

(2) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次の通りであります。

当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
業務委託手数料	1,655千円
資産管理手数料	877千円
社債管理手数料	1,234千円
社債元利金払手数料	618千円
支払手数料	154千円
監査報酬	3,300千円
租税公課	3,314千円
なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
優先株式	24,770株	-	-	24,770株
合計	24,772株	-	-	24,772株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新優先株式引受権及び新自己優先株式引受権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

(1) 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間

(自 2024年10月1日

至 2025年3月31日)

現金及び現金同等物の中間期末残高は中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金の残高と同額であります。

(リース取引関係)

該当項目はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度(2024年9月30日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入貸付債権	75,000,000	75,145,125	145,125
資産計	75,000,000	75,145,125	145,125
(1) 社債	75,000,000	75,145,125	145,125
負債計	75,000,000	75,145,125	145,125

(注)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(2025年3月31日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入貸付債権	75,000,000	74,381,550	618,450
資産計	75,000,000	74,381,550	618,450
(1) 社債	75,000,000	74,381,550	618,450
負債計	75,000,000	74,381,550	618,450

(注)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

該当項目はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度(2024年9月30日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 買入貸付債権	-	75,145,125	-	75,145,125
資産計	-	75,145,125	-	75,145,125
(1) 社債	-	75,145,125	-	75,145,125
負債計	-	75,145,125	-	75,145,125

当中間会計期間(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 買入貸付債権	-	74,381,550	-	74,381,550
資産計	-	74,381,550	-	74,381,550
(1) 社債	-	74,381,550	-	74,381,550
負債計	-	74,381,550	-	74,381,550

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資 産

(1) 買入貸付債権

買入貸付債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しています(下記負債(1)参照)。

負 債

(1) 社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しておりません。

(有価証券関係)

該当項目はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当項目はありません。

(ストックオプション等関係)

該当項目はありません。

(持分法損益等関係)

該当項目はありません。

(企業結合等関係)

該当項目はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。その為、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えている為、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えている為、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
日本生命保険相互会社	677,831	資産の譲り受け及びその管理

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり中間純損失金額	10,236,806円00銭	
(算定上の基礎)		
中間純損失 (千円)	20,473	
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	
普通株式に係る中間純損失 (千円)	20,473	
期中平均普通株式数 (株)	2	

(注)1. 1株当たり情報については、普通株式について記載しております。

2. 1株当たり情報については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(平成14年9月25日 企業会計基準委員会 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(平成14年9月25日 企業会計基準委員会 企業会計基準第4号)を適用しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 1株当たり純資産額の計算上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
1株当たり純資産額	6,053,554円00銭	16,290,360円00銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	1,226,392	1,205,919
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,238,500	1,238,500
(うち優先株式) (千円)	1,238,500	1,238,500
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	12,107	32,580
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数 (株)	2	2

(重要な後発事象)

該当項目はありません。

【その他】

該当事項はありません。

(2) 【原保有者その他関係法人の概況】**【原保有者の概況】****【名称、資本金の額及び事業の内容】**

- a 名称
大和証券株式会社

- b 資本金の額
100,000百万円(2025年3月31日現在)

- c 事業の内容
金融商品取引業

【関係業務の概要】

管理資産である当社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

【資本関係】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【その他関係法人の概況】**【三井住友信託銀行株式会社】****【名称、資本金の額及び事業の内容】**

- a 名称
三井住友信託銀行株式会社

- b 資本金の額
342,037百万円(2025年3月31日現在)

- c 事業の内容
信託業務、普通銀行業務及びその他兼營業務

【関係業務の概要】

本社債の社債管理者です。また、当社から管理資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けています。

【資本関係】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【日本生命保険相互会社】**【名称、資本金の額及び事業の内容】**

a 名称

日本生命保険相互会社

b 基金（基金償却積立金を含みます。）の総額

1,450,000百万円（2025年3月31日現在）

c 事業の内容

生命保険業（生命保険業免許に基づく保険の引受け、資産の運用）及び付随業務・その他の業務（他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証、投資信託の販売、確定拠出年金制度における運営管理業務）

【関係業務の概要】

日本生命は、本劣後ローン債権の債務者です。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、当社のA種優先株式を全て取得しています。

【資本関係】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【日本生命保険相互会社の概況】

『日本生命保険相互会社 2024年度決算（案）について』を以下において記載しています。

『日本生命保険相互会社 2024年度決算（案）について』に記載される貸借対照表、損益計算書、剰余金処分決議及び基金等変動計算書並びにその附属明細書は、保険業法第54条の4第2項の規定に基づき監査を受けておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査はを受けておりません。

2024年度決算(案)について

日本生命保険相互会社(社長:朝日智司)の2024年度(2024年4月1日～2025年3月31日)の決算(案)をお知らせいたします。

<目次>

I. 2024年度決算(案)の概要	
1. 主要業績	・・・1
2. 2024年度の一般勘定資産の運用状況	・・・3
3. 資産運用の実績(一般勘定)	・・・5
(1) 資産の構成	
(2) 資産の増減	
(3) 資産運用収益	
(4) 資産運用費用	
(5) 資産運用に係わる諸効率	
(6) 売買目的有価証券の評価損益	
(7) 有価証券の時価情報	
(8) 金銭の信託の時価情報	
4. 2024年度決算(案)に基づく社員配当金について	・・・10
5. 2024年度末保障機能別保有契約高	・・・17
6. 貸借対照表	・・・18
7. 損益計算書	・・・34
8. 基金等変動計算書	・・・36
9. 経常利益等の明細(基礎利益)	・・・38
10. 剰余金処分案	・・・39
11. 保険業法に基づく債権の状況	・・・40
12. 貸倒引当金の明細	・・・41
13. ソルベンシー・マージン比率	・・・42
14. 2024年度特別勘定の状況	・・・43
15. 保険会社及びその子会社等の状況	・・・45

II. 2024年度決算(案)補足資料



2025年5月23日
日本生命保険相互会社

1. 2024年度決算(案)の概要

当社は、来る7月2日開催の第78回定時総代会において、2024年度の決算(案)を付議します。その概要は次のとおりです。

1. 主要業績

(1) 年換算保険料

・保有契約

(単位:億円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	前年度末比		前年度末比	
個人保険	26,807	101.3	26,758	99.8
個人年金保険	10,594	96.7	10,270	96.9
合計	37,401	100.0	37,028	99.0
うち医療保険・生前給付保険等	6,768	90.4	6,707	100.2

・新契約

(単位:億円、%)

区分	2023年度		2024年度	
	前年度比		前年度比	
個人保険	2,360	113.9	2,139	90.7
個人年金保険	227	80.8	199	87.7
合計	2,588	100.0	2,339	90.4
うち医療保険・生前給付保険等	185	78.5	189	106.8

(注) 1. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた月数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「医療保険・生前給付保険等」については、医療保険給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保険給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいのみを事由とするものは除く)、特定期間優遇、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 新契約の年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値です。

(2) 保有契約高及び新契約高

・保有契約高

(単位:千円、億円、%)

区分	2023年度末				2024年度末			
	件数	金額		件数	金額			
		前年度末比			前年度末比			
個人保険	20,737	99.8	1,195,859	96.7	20,326	98.7	1,138,901	95.0
個人年金保険	4,698	97.9	243,825	96.5	3,998	97.8	224,696	96.4
団体保険	-	-	904,744	99.4	-	-	963,430	99.5
団体年金保険	-	-	134,949	99.3	-	-	137,865	99.5

(注) 1. 個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始前契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険の金額については、責任準備金の金額です。

・新契約高

(単位:千円、億円、%)

区分	2023年度				2024年度							
	件数	金額		件数	金額							
		前年度比			前年度比							
個人保険	2,351	83.9	43,374	90.9	53,479	△8,105	3,674	100.6	21,100	46.3	42,792	△21,688
個人年金保険	121	96.4	6,227	96.0	6,308	△281	129	106.9	5,632	90.8	6,089	△415
団体保険	-	-	6,694	68.1	6,694		-	-	1,305	21.4	1,305	
団体年金保険	-	-	1	24.7	1		-	-	2	201.8	2	

(注) 1. 新契約は保険追加制度を利用して加入された契約を含み、転換契約は保険見直し制度と一回保障見直し制度を利用して加入された契約となります。
2. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

(3) 主要収支項目

(単位:億円,%)

区分	2023年度		2024年度	
		前年度比		前年度比
保険料等収入	52,973	114.0	47,946	90.5
資産運用収益	22,168	85.7	22,163	100.0
保険金等支払金	43,558	106.3	44,541	102.3
資産運用費用	6,969	58.8	9,140	131.1
経常利益	6,545	264.1	4,925	75.3

(4) 剰余金処分案

(単位:億円,%)

区分	2023年度		2024年度	
		前年度比		前年度比
当期末処分剰余金	5,097	273.6	4,687	92.0
社員配当準備金繰入額	2,645	145.4	2,916	110.3
差引純剰余金	2,470	2,818.7	1,796	72.7

(5) 総資産

(単位:億円,%)

区分	2023年度末		2024年度末	
		前年度末比		前年度末比
総資産	835,491	110.5	816,154	97.7

2. 2024年度の一般勘定資産の運用状況

(1) 運用環境

2024年度は、国内では、日本銀行の金融正常化観測の高まり等を背景に、金利は上昇基調で推移しました。海外では、年度前半に景気懸念に伴う利下げ等を受けて金利が低下したものの、年度後半はトランプ政権の関税政策の影響で、米政策金利が高止まりするとの見方を受け、海外金利は年度初の水準まで上昇しました。そのような中で為替は、国内外の金融政策の趨勢や、円キャリー取引等の需給要因によって大きく変動し、内外株式もトランプ政権の政策に対する見方や為替変動によって乱高下する展開がみられる等、不透明な資産運用環境が継続しました。

- 日経平均株価は、39,800円台で始まった後、東京証券取引所のガバナンス改革や、円安に伴う企業業績の改善期待から一時は最高値を更新しましたが、年度末にかけては、トランプ政権の政策に対する警戒感等が下押し圧力となり、3月末は35,617円となりました。
- 10年国債利回りは、0.7%台で始まり、夏場にはグローバルな金利低下を背景に、下押し圧力が強まる局面があったものの、日本銀行の金融正常化への期待感の高まりから、年度を通じて上昇基調で推移し、3月末は1.49%となりました。
- 円/ドルレートは、151円台で始まった後、日米の金融政策の趨勢や、需給要因等から上下に振れやすい展開が続きましたが、最終的に3月末は、前年度末ほぼ横ばいの149円52銭となりました。円/ユーロレートは、163円台で始まった後、日欧の金融政策の趨勢や、欧州の財政拡張等を背景に、上下に振れやすい展開が続き、3月末は162円08銭となりました。

(2) 運用の概況

2024年度末の一般勘定資産残高は、2023年度末から1兆8,527億円減少し、80兆4,705億円（前年度末比△2.3%減）となりました。

運用にあたっては、円建の安定した収益が期待できる公社債等を中核に据えました。また、中長期的な収益向上の観点から、経営の安定性に配慮しながら許容できるリスクの範囲内で、株式、外国証券等に投資しました。

- ・ 公社債は、円金利資産内の優位性を勘案しつつ、金利上昇の機会を捉え投資を行いました。
- ・ 貸付金は、与信リスクを的確に見極め、安全性・安定性の高い優良案件への貸出に努めました。
- ・ 国内株式は、中長期的な観点から企業の収益性や配当等の状況に着目しつつ銘柄入替を実施し、ポートフォリオの収益力向上に努めました。
- ・ 外国証券は、外貨建公社債について、為替動向を踏まえ投資を行いました。また、為替ヘッジ付きの公社債について、円金利資産内の優位性を勘案した投資を行いました。

(3) 運用収支の状況

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が増加したこと等から、2兆2,163億円と前年同期より増加しました。（2023年度2兆889億円）

資産運用費用は、有価証券売却損が増加したこと等から、9,003億円と前年同期より増加しました。（2023年度6,969億円）

その結果、資産運用収支は、前年同期比760億円減少し、1兆3,169億円となりました。

(4) 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性を踏まえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析等を通じて、効率的なポートフォリオ管理に努めています。

当社では、「リスク管理統括部」の中に資産運用リスクを統合管理する「運用リスク管理室」を設け、リスク管理体制の整備・高度化を通じ、収益の安定化を図りつつ、損失を許容される範囲内に収めるよう努めています。

a. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごとおよび運用目的ごとに運用限度枠を設定のうえ、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、市場バリュー・アット・リスクを合理的に算出し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っています。

b. 信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査等の信用力分析を行う体制の整備、信用リスクに見合った取引条件の設定、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算出し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

c. 不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、または市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定することにより、採算性の落ちた不動産について重点的な管理を実施しています。

(5) ALM

生命保険会社が長期に安定した経営を行うためには、将来の保険金をお支払いするための負債（責任準備金）と運用資産の状況を把握し運用期間等を調整する、ALMの考え方に基づくことが重要です。当社では、保険商品ごとの、負債キャッシュ・フロー、予定利率を下回るリスク、リスク許容度等を分析・検討し、「経営会議」や「リスク管理委員会」で中長期的な運用方針を決定しています。

3. 資産運用の実績(一般勘定)

(1) 資産の構成

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	9,706	1.2	10,361	1.3
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	1,187	0.1	1,007	0.1
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	700,929	85.1	682,149	84.8
公社債	305,711	37.1	305,176	37.9
株式	145,694	17.7	131,910	16.4
外国証券	218,239	26.5	219,769	27.3
公社債	118,261	14.4	110,690	13.8
株式等	99,977	12.1	109,078	13.6
その他の証券	31,284	3.8	25,294	3.1
貸付金	80,482	9.8	78,660	9.8
保険約款貸付	4,229	0.5	4,029	0.5
一般貸付	76,253	9.3	74,630	9.3
不動産	17,429	2.1	17,388	2.2
うち投資用不動産	11,566	1.4	11,550	1.4
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	13,596	1.7	15,181	1.9
貸倒引当金	△99	△0.0	△42	△0.0
一般勘定資産計	823,232	100.0	804,705	100.0
うち外貨建資産	210,901	25.6	215,651	26.8

(注)「不動産」については、土地・建物・建設取勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

区分	2023年度	2024年度
	金額	金額
現預金・コールローン	715	655
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△57	△180
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	76,025	△18,779
公社債	4,147	△534
株式	43,158	△13,784
外国証券	28,694	1,529
公社債	17,531	△7,570
株式等	11,163	9,100
その他の証券	25	△5,990
貸付金	2,535	△1,822
保険約款貸付	△149	△199
一般貸付	2,685	△1,622
不動産	378	△41
うち投資用不動産	470	△16
繰延税金資産	—	—
その他	△926	1,584
貸倒引当金	△14	56
一般勘定資産計	78,658	△18,527
うち外貨建資産	29,561	4,750

(注)「不動産」については、土地・建物・建設取勘定を合計した金額を計上しています。

(3) 資産運用収益

(単位:億円)

区分	2023年度	2024年度
利息及び配当金等収入	16,076	18,269
預貯金利息	90	125
有価証券利息・配当金	13,126	15,170
貸付金利息	1,601	1,691
不動産賃貸料	1,136	1,161
その他利息配当金	121	120
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	3,153	3,883
国債等債券売却益	394	303
株式等売却益	1,031	2,635
外国証券売却益	1,727	944
その他	—	—
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	1,582	—
貸倒引当金戻入額	—	—
投資損失引当金戻入額	69	—
その他運用収益	8	10
合計	20,889	22,163

(4) 資産運用費用

(単位:億円)

区分	2023年度	2024年度
支払利息	429	558
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	2,758	5,020
国債等債券売却損	1,559	3,234
株式等売却損	494	599
外国証券売却損	704	1,186
その他	—	—
有価証券評価損	65	25
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	29	21
外国証券評価損	35	3
その他	0	0
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	2,883	2,174
為替差損	—	305
貸倒引当金繰入額	6	5
投資損失引当金繰入額	—	25
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	203	215
その他運用費用	624	672
合計	6,969	9,003

(5) 資産運用に係わる諸効率

①資産別運用利回り

(単位:%)

区分	2023年度	2024年度
現預金・コールローン	0.13	0.31
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.08	0.62
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	2.06	2.08
うち 公社債	1.06	0.53
うち 株式	7.85	11.70
うち 外国証券	2.63	2.15
公社債	2.22	1.60
株式等	3.12	2.75
貸付金	1.33	1.38
うち 一般貸付	1.17	1.24
不動産	2.49	2.47
うち 投資用不動産	3.70	3.62
一般勘定計	2.00	1.85
うち 海外投融資	2.55	2.13

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資とは外貨建資産と円建資産の合計です。

②日々平均残高

(単位:億円)

区分	2023年度	2024年度
現預金・コールローン	8,507	9,490
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1,220	1,059
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	561,555	577,928
うち 公社債	304,629	309,457
うち 株式	47,264	51,465
うち 外国証券	180,864	189,789
公社債	98,512	99,816
株式等	82,351	89,973
貸付金	78,455	78,353
うち 一般貸付	74,152	74,228
不動産	17,210	17,398
うち 投資用不動産	11,298	11,577
一般勘定計	694,535	711,506
うち 海外投融資	199,151	210,276

(6) 売買目的有価証券の評価損益

2023年度末、2024年度末に該当の評価損益はありません。

(7) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:億円)

区分	2023年度末					2024年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損				差益	差損	
責任準備金対応債券	275,836	266,231	△9,604	10,579	△20,184	275,180	241,892	△33,287	3,209	△30,497
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	1,286	4,413	3,127	3,127	—	7,163	10,788	3,624	3,745	△121
その他の有価証券	276,501	403,096	126,504	133,420	△6,916	269,761	373,034	103,282	114,548	△11,265
公社債	32,602	32,277	△324	1,147	△1,471	34,475	31,875	△2,599	789	△3,389
株式	40,337	136,116	95,778	96,049	△271	40,836	120,245	79,408	79,927	△518
外国証券	174,158	204,333	30,175	33,933	△3,758	170,594	197,671	27,076	32,016	△4,940
公社債	109,000	116,590	16,500	17,661	△1,160	95,498	109,476	13,978	15,732	△1,754
株式等	74,158	87,833	13,674	16,271	△2,597	75,096	88,195	13,098	16,284	△3,185
その他の証券	28,708	29,586	877	2,286	△1,408	23,198	22,591	△607	1,810	△2,417
買入金銭債権	254	252	△1	4	△5	206	210	4	5	△0
譲渡性預金	440	439	△0	—	△0	440	439	△0	—	△0
合計	553,624	673,652	120,027	147,128	△27,100	552,096	625,715	73,619	121,503	△47,883
公社債	306,035	295,919	△10,116	11,531	△21,647	307,776	271,820	△35,955	3,909	△39,865
株式	40,337	136,116	95,778	96,049	△271	40,836	120,245	79,408	79,927	△518
外国証券	176,903	210,386	33,482	37,241	△3,758	178,833	209,617	30,784	35,846	△5,062
公社債	101,468	118,150	16,682	17,843	△1,160	96,582	110,645	14,063	15,819	△1,755
株式等	75,435	92,235	16,799	19,397	△2,597	82,250	98,971	16,720	20,027	△3,306
その他の証券	28,718	29,598	880	2,288	△1,408	23,208	22,603	△604	1,812	△2,417
買入金銭債権	1,189	1,192	2	17	△14	1,002	989	△12	7	△20
譲渡性預金	440	439	△0	—	△0	440	439	△0	—	△0

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	2023年度末	2024年度末
子会社・関連会社株式	20,665	26,602
その他の有価証券	1,359	1,382
国内株式	558	571
外国株式	0	—
その他	800	811
合計	22,024	27,985

(注)1. 市場価格のない株式等および組合等のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(2023年度末:2,461億円、2024年度末:2,112億円)

(8) 金銭の信託の時価情報

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

・運用目的の金銭の信託

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

4. 2024年度決算(案)に基づく社員配当金について

2024年度決算(案)に基づく社員配当率の概要は、以下のとおりです。

- ・個人保険、個人年金保険については、配当基準利回りを一部引き上げるとともに、EXシリーズ契約について、定期健康ポイント率を一部引き上げます。
- ・団体年金保険については、運用実績等を踏まえ、配当率を設定します。
- ・団体保険等については、原則として配当率を据え置きとします。

(1) 2024年度決算(案)に基づく配当率については、以下のとおりです。

【個人保険、個人年金保険】

2012年4月2日以後契約

＜通常配当金＞

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③および④の合計額から⑤の額を控除した額に⑥を乗じた額
ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額
(マイナスとなる場合はゼロとします。)

① <費差益配当金>

【据え置き】

保険金*に費差益配当率を乗じた額

* 会社所定の換算による保険金(以下、本文において同じ。)

(例示)

〔 終身保険 保険金100万円につき 0円 〕

② <危険差益配当金>

【据え置き】

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類および予定死亡表の区別等に応じた
危険差益配当率を乗じた額

(例示)

〔 2024年4月1日以後の終身保険 男性40歳 危険保険金100万円につき 109円 〕

③ <災害疾病配当金>

【据え置き】

入院給付日額等に災害疾病配当率を乗じた額

(例示)

〔 総合医療保険 基本型 男性40歳 入院給付日額1,000円につき 30円 〕

④ <利差益配当金>

【一部引き上げ】

責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

予定利率0.25%の契約	1.60%
予定利率0.40%の契約	1.45%
予定利率0.60%の契約	1.25%
予定利率0.85%の契約	1.00%
予定利率1.15%の契約	0.50%
予定利率1.35%の契約	0.30%
一時払養老保険・一時払終身保険・一時払年金保険	0%

⑤ <配当調整額>

【一部変更】

責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

- 全ての契約について、配当調整額を0とします。

(例示)

〔 予定利率 1.65%の契約 0.00% 〕

⑥ <経過別係数>

【据え置き】

経過年数等に応じた係数を設定

(例示)

保険種類	保険期間	経過別係数
養老保険 年金保険	10年以下	50%(経過1年)から110%(経過5年以上)
	10年超 20年以下	50%(経過1年)から115%(経過15年以上)
	20年超	50%(経過1年)から120%(経過30年以上)
定期保険 終身保険	10年以下	55%(経過1年)から115%(経過5年以上)
	10年超 20年以下	55%(経過1年)から120%(経過15年以上)
	20年超(終身含む)	55%(経過1年)から125%(経過30年以上)

(注) 年金支払開始後契約については、100%とします。

保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に
所要の調整を行います。

1999年4月2日以後2012年4月1日以前契約(EXシリーズ契約)

《配当金の支払水準》

<5年ごと配当金>

【据え置き】

契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額

<消滅時配当金>

【据え置き】

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

<保障見直し特別配当金>

【据え置き】

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

《ポイント水準》

<通常ポイント>

【据え置き*】

利差益配当率・配当調整率に準じてポイント率を設定

- 更新契約等のうち、ポイント率を引き上げる契約が一部あります。

(例示)

〔 2001年4月2日以後の終身保険 月払 責任準備金100万円につき 0ポイント 〕

<健康ポイント>

◇定期健康ポイント

【一部引き上げ】

保険料払込免除事由が発生していない場合、被保険者の年齢・性別、保険種類および予定死亡表の区別等に応じたポイント率を設定

(例示)

〔 2007年4月2日以後の終身保険 男性 40歳
危険保険金100万円につき 2.7ポイント 〕

◇災害疾病健康ポイント

【据え置き】

特約種類等に応じたポイント率を設定

(例示)

〔 総合医療特約 保険料(年額)*1万円につき 0ポイント 〕

* 会社所定の換算による保険料(年額)(以下、本文において同じ。)

1999年4月1日以前契約(毎年配当契約)

<通常配当金>

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③および④の合計額から⑤の額を控除した額
(マイナスとなる場合はゼロとします。)

① <費差益配当金>

【据え置き】

保険金に保険種類等に応じた費差基本配当率を乗じた額

(例示)

〔 1996年4月2日以後の終身保険 保険金100万円につき 350円 〕

さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、
保険金額等に応じた費差上乗せ配当率を乗じた額を上乗せします。

(例示)

〔 保険金額5,000万円(うち終身保険金500万円)の定期付終身保険
保険金100万円につき 535円 〕

② <危険差益配当金>

【据え置き】

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類および予定死亡表の区別等に応じた
危険差益配当率を乗じた額

(例示)

〔 1996年4月2日以後の終身保険 男性 40歳
危険保険金100万円につき 0円 〕

③ <災害疾病特約配当金> [据え置き]

災害特約、疾病特約等が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

(例示)

1990年4月2日以後の災害割増特約	災害保険金	100万円につき	50円
1987年4月2日以後の新入院医療特約	本人型	40歳	
	入院給付日額	1,000円につき	500円

④ <利差益配当金> [据え置き*]

責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

- 更新契約等のうち、利差益配当率を引き上げる契約が一部あります。

(例示)

1996年4月2日以後の終身保険	月払	0%
------------------	----	----

⑤ <配当調整額> [据え置き*]

責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

- 更新契約等のうち、配当調整額を変更する契約が一部あります。

(例示)

1996年4月2日以後の終身保険	月払	1.50%
------------------	----	-------

<<健康配当金>>

<定期健康配当金>

[据え置き]

定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料(年額)に契約年度等に応じた定期健康配当率を乗じた額

<災害疾病健康配当金>

[据え置き]

災害入院特約、入院医療特約等について、特約の保険期間の満了する契約または保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料(年額)に特約付加年度等に応じた災害疾病健康配当率を乗じた額

<<消滅時配当金>>

[据え置き]

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、終身・養老部分の責任準備金に予定利率および契約年度等に応じた消滅時配当率を乗じた額

<<保障見直し特別配当金>>

[据え置き]

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保険種類および契約年度に応じた保障見直し特別配当率を乗じた額

1999年4月1日以前契約(NEO契約)

《5年ごと利益配当金》

5年ごとに利益配当金を通算した額(マイナスとなる場合はゼロとします。)

・各決算年度の利益配当金は、毎年配当契約の利益配当率・配当調整率に準じて設定

《5年ごと危険差配当金》

5年ごとに危険差(死差)配当金を通算した額(5年ごと利益配当金をマイナスのためゼロとした契約については、そのマイナスの額を合計した額とし、合計後の額がマイナスとなるときはゼロとします。)

・各決算年度の危険差(死差)配当金は、危険保険金に被保険者の年齢・性別および保険種類等に応じた危険差益(死差益)配当率を乗じた額

(例示)

終身保険 男性 40歳 [2024年度決算(案)に基づく部分] 危険保険金 100万円につき 0円
--

《定期健康配当金・消滅時配当金》

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

《保障見直し特別配当金》

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

【団体年金保険】

責任準備金に配当率を乗じた額

(例示)

・新企業年金保険(H14)、厚生年金基金保険(H14)、確定給付企業年金保険の予定利率0.50%の契約は、配当率を0.90%(前年度0.85%)とします。 ・確定給付企業年金保険一般勘定特約(2022)の予定利率0.50%の契約は、配当率を1.05%(前年度0.65%)とします。 ・拠出型企業年金保険(H14)の予定利率1.25%の契約は、配当率を0.05%(前年度0.00%)とします。 ・企業年金保険、新企業年金保険、団体生存保険、新団体生存保険の予定利率0.75%の契約は、配当率を0.00%(前年度0.00%)とします。
--

【団体保険等】

原則として配当率を据え置きとします。

(2) 2024年度決算(案)に基づく社員配当金を例示しますと以下のとおりです。

【2012年4月2日以後契約】

(例1) 定期保険+終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、
死亡保険金2,000万円うち終身保険金100万円〕

2020年度契約<経過5年>

(単位:円)

加入年齢*1	保険料*2	配当金*3
30歳	92,236 (149,008)	2,373 (+ 471)
40歳	131,512 (185,377)	5,516 (+ 1,341)
50歳	236,563 (-)	10,865 (+ 2,443)

*1 定期保険の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。

*2 「保険料」欄の()内は、定期保険更新後の保険料を示します。

*3 「配当金」欄の()内は、前年度配当金との差額を示します。(以下、2012年4月2日以後契約において同じ。)

(例2) 年金保険

〔60歳払込満了、年払、女性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額60万円〕

2020年度契約<経過5年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
30歳	189,354	5,244 (+ 2,070)

(例3) 長期定期保険

〔100歳払込満了、年払、男性、死亡保険金1億円〕

2020年度契約<経過5年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
40歳	2,417,700	104,000 (+28,700)

【EXシリーズ契約】

(例4) 定期付終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、20倍型、
死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

2010年度契約<経過15年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢*1	保険料*2	累計ポイント*3	5年ごと配当金*4
30歳	180,862 (363,072)	1,111(+ 191)	16,665 (+ 2,865)
40歳	453,839 (-)	2,507(+ 526)	37,605 (+ 13,605)

*1 定期保険特約の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳加入契約は10年とします。

*2 「保険料」欄の()内は、定期保険特約更新後の保険料を示します。

*3 「累計ポイント」欄の()内は、前年度の累計ポイントとの差を示します。

(以下、EXシリーズ契約において同じ。)

*4 「5年ごと配当金」欄の()内は、前回の5年ごと配当金との差額を示します。

(以下、EXシリーズ契約において同じ。)

(例5) 終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、保険金1,000万円〕

2010年度契約<経過15年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	245,530	492(+24)	7,380(+360)

(例6) 年金保険

〔60歳払込満了、年払、男性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額100万円〕

2010年度契約<経過15年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	277,980	415(+2)	6,225(+30)

【毎年配当契約】

(例7) 定期付終身保険

〔全期型、30歳加入、60歳払込満了、年払、男性、
20倍型、死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

(単位:円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約*1	死亡契約*2
1998年度<27年>	261,574	0(0)	50,000,000(0)
1997年度<28年>	261,574	0(0)	50,000,000(0)
1996年度<29年>	261,574	0(0)	50,000,000(0)

*1 「継続中の契約」欄の()内は、前年度受取金額との差額を示します。(以下、毎年配当契約において同じ。)

*2 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

また、()内は、前年度における契約応当日以後に仮に死亡した場合の受取金額との差額を示します。

(例8) 養老保険

〔30歳加入、30年満期、年払、男性、保険金100万円〕

(単位:円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約	満期・死亡契約*1
1998年度<27年>	27,323	0(0)	(死亡) 1,000,000
1995年度<30年>	23,946	—	(満期) 1,000,000

*1 「満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

5. 2024年度末保障機能別保有契約高

(単位:千件、億円)

項目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	29,347	1,127,208	—	—	26,673	963,314	56,021	2,090,522
	災害死亡	1,437	213,842	42	1,089	2,491	28,289	3,971	243,222
	その他の条件付死亡	110	1,274	—	—	66	1,572	177	2,847
生存保障	989	11,693	3,998	234,886	6	116	4,993	246,695	
入院保障	災害入院	6,485	410	159	7	1,207	11	7,853	430
	疾病入院	6,481	410	158	7	—	—	6,639	417
	その他の条件付入院	4,364	315	37	1	55	0	4,458	317
障がい保障	6,356	—	42	—	2,534	—	8,934	—	
手術保障	9,255	—	158	—	—	—	9,414	—	

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	8,630	137,865	125	3,943	8,755	141,809

項目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	733	35

項目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	2,138	685

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
2. 「生存保障」欄の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもので、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。
3. 「入院保障」欄の金額は入院給付日額を表します。入院総合保険・入院継続時収入サポート保険については、日額換算して記載しています。
4. 医療保障保険の「入院保障」欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額(月額)を表します。

6. 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2023年度末	2024年度末	科目	2023年度末	2024年度末
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	638,228	507,314	保険契約準備金	62,057,625	62,519,697
現預金	45	243	支払準備金	203,995	209,835
預貯金	638,183	507,070	責任準備金	60,764,665	61,182,984
コーポレートローン	522,863	765,505	社員配当準備金	1,088,964	1,126,878
買入金銭債権	118,792	100,718	再保険	450	399
有価証券	70,958,137	69,035,272	社債	1,400,719	1,438,541
国債	28,111,291	28,334,096	その他の負債	6,302,322	6,434,336
地方債	876,418	749,834	売現先勘定	2,982,898	2,877,862
社債	1,955,106	1,758,336	借入金	1,005,133	1,076,000
株式	14,617,481	13,235,887	未払法人税等	4,595	6,478
外国証券	22,020,172	22,164,720	未払	161,602	171,929
その他の証券	3,377,666	2,792,396	未払費用	60,588	62,303
貸付金	8,048,276	7,866,042	前受収益	17,572	17,341
保険約款貸付	422,943	402,998	預り金	123,532	121,889
一般貸付	7,625,333	7,463,043	預り保証金	87,040	89,190
有形固定資産	1,758,423	1,756,360	先物取引差金勘定	1,285	442
土地	1,127,336	1,126,575	金融厚生商品	1,853,948	1,980,367
建物	579,721	586,815	金融商品等受人担保金	-	10,233
リース資産	2,724	3,293	リース債務	2,825	3,224
建設仮勘定	35,869	25,426	資産除去債務	7,491	7,604
その他の有形固定資産	12,771	14,249	仮受	12,065	9,469
無形固定資産	195,710	215,102	その他の負債	1,742	-
ソフトウェア	79,105	96,732	役員賞与引当金	425	427
その他の無形固定資産	116,605	118,369	退職給付引当金	381,307	379,563
再保険	287	306	ポイント引当金	8,356	6,192
その他の資産	1,280,007	1,345,485	価格変動準備金	1,625,673	1,673,007
未収費用	122,588	119,083	繰延税金負債	1,366,338	623,965
前払費用	22,129	24,560	再評価に係る繰延税金負債	98,340	100,413
未収収益	351,831	374,213	支払承諾	59,958	51,697
預託金	32,298	33,191	負債の部合計	73,301,518	73,228,243
先物取引差入証拠金	154,158	72,910	(純資産の部)		
先物取引差金勘定	7	5	基金	100,000	50,000
金融厚生商品	126,489	93,503	基金償却積立金	1,350,000	1,400,000
仮払金	8,712	13,649	再評価積立金	651	651
その他の資産	461,792	614,369	剰余金	830,890	982,249
支払承諾見返	59,958	51,697	損失填補準備金	21,855	23,390
貸倒引当金	△9,948	△4,273	その他剰余金	809,035	958,859
投資損失引当金	△21,572	△24,125	社会厚生福祉事業助成資金	351	718
			財務基盤積立金	221,917	411,917
			圧縮積立金	76,815	77,279
			別段積立金	170	170
			当期末処分剰余金	509,780	468,775
			基金等合計	2,281,541	2,432,900
			その他有価証券評価差額金	9,158,865	7,377,817
			繰延ヘッジ損益	△1,141,792	△1,366,998
			土地再評価差額金	△50,967	△56,555
			評価・換算差額等合計	7,966,105	5,954,262
			純資産の部合計	10,247,646	8,387,163
資産の部合計	83,549,165	81,615,406	負債及び純資産の部合計	83,549,165	81,615,406

(貸借対照表の注記)

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という)等を、当期から適用し、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当期の所得に対する法人税および住民税の計上区分を見直しております。2022年改正会計基準等の適用については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、2022年改正会計基準が定める新たな会計方針を当期の期首時点より適用しております。
2. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデレテーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

5. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
- イ 有形固定資産(リース資産を除く)
- (i) 建物
定額法により行っております。
- (ii) 上記以外
定率法により行っております。
- なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
- ロ リース資産
- (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
- (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
- なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建其他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
7. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 破綻先および実質破綻先等に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,935百万円(担保・保証付債権に係る額42百万円)であります。
8. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、市場価格のない株式等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
10. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |

11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部および外貨建株式(予定取引)の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプションによる時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等、外貨建株式(予定取引)
通貨オプション	外貨建債券
株式先渡	国内株式

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第42号-2021年8月12日)に従っております。
16. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より追加積み立ての対象に加え、5年間にわたり段階的に積み立てることとしていた、終身保険契約(一時払契約を含む)の責任準備金および当期より追加積み立ての対象に加えた終身保険契約(一時払契約を含む)の責任準備金については、当期一括して積み立てることとしております。なお、当期の追加積み立てに際して、保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき計上した危険準備金の一部について、同施行規則第69条第7項の規定に基づき、金融庁長官が定める取り崩しに関する基準によらない取り崩しを行い、追加して積み立てる責任準備金の一部に充当しております。この結果、当期に追加積み立ておよび危険準備金の取り崩しを行わなかった場合に比べ、責任準備金が301,138百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が301,138百万円減少しております。

17. 既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合(以下「みなし入院」という)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法の概要)

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。

当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、3,376,600百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。実質価額の算定には、子会社等の将来業績等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第3項をご参照ください。

19. 主な未適用の会計基準等としては、「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)および「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等があり、その内容は以下のとおりです。

①概要

当該会計基準等は、企業会計基準委員会における、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識する、リースに関する会計基準として開発されたものです。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、リースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

②適用予定日

2027年度の期首より適用予定です。

③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、現在評価中です。

20. 一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円穩の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。その他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場・ビュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
- 信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与債リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用・ビュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

- (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	100,718	98,977	△1,741
責任準備金対応債券	79,636	77,895	△1,741
その他有価証券	21,082	21,082	-
有価証券(*3,*4,*5)	66,226,498	63,248,901	△2,977,597
売買目的有価証券	820,276	820,276	-
責任準備金対応債券	27,451,435	24,111,397	△3,340,037
子会社株式及び関連会社株式	716,398	1,078,839	362,440
その他有価証券	37,238,388	37,238,388	-
貸付金(*6)	7,863,133	7,546,278	△316,854
保険約款貸付	402,865	402,865	-
一般貸付	7,460,268	7,143,413	△316,854
金融派生商品(*7)	(1,886,863)	(1,886,863)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	16,649	16,649	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,903,513)	(1,903,513)	-
社債(*6,*8)	(1,438,541)	(1,380,962)	(△57,579)
借入金(*8)	(1,076,000)	(1,024,530)	(△51,449)

(*1)貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

- (e3)非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 1,566,058 百万円、その他有価証券 57,153 百万円であります。
- (e4)時価算定会計基準適用指針第 24-16 項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の貸借対照表価額は、1,185,560 百万円であります。
- (e5)時価算定会計基準適用指針第 24-3 項または第 24-9 項を適用した投資信託を含めております。
- (e6)金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。
- (e7)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- (e8)社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。
- (2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は△26,641 百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	29,012	29,242	229
	公社債	8,170,807	8,482,848	312,040
	外国証券	49,368	49,926	557
	小計	8,249,188	8,562,017	312,828
時価が貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	50,623	48,652	△1,971
	公社債	19,159,252	15,511,645	△3,647,606
	外国証券	72,007	66,977	△5,029
	小計	19,281,883	15,627,275	△3,654,607
合計		27,531,071	24,189,292	△3,341,779

④その他の有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	買入金銭債権	8,034	8,538	504
	公社債	820,829	899,736	78,906
	株式	3,798,990	11,791,725	7,992,734
	外国証券	10,840,723	14,042,420	3,201,696
	その他の証券	645,881	826,895	181,014
	小計	16,114,459	27,569,316	11,454,856
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	買入金銭債権	12,590	12,543	△47
	公社債	2,626,729	2,287,828	△338,901
	株式	284,031	232,777	△51,254
	外国証券	6,218,765	5,724,764	△494,001
	その他の証券	1,674,002	1,432,240	△241,761
	小計	10,816,720	9,690,154	△1,126,566
合計		26,931,179	37,259,470	10,328,290

※市場価格のない株式等 57,153 百万円、組合等への出資残高 91,417 百万円は含めておりません。

当期において、1,198 百万円減損処理を行っております。

なお、株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	10,000	6,709	11,125	74,361
責任準備金対応債券	-	6,709	10,506	62,367
その他の有価証券	10,000	-	619	11,994
有価証券	1,592,945	8,210,765	7,387,637	35,825,854
責任準備金対応債券	737,487	3,390,843	2,256,483	21,565,520
その他の有価証券	855,457	4,819,922	5,131,154	14,260,334
貸付金	985,428	2,542,726	2,042,336	1,890,395
社債	-	-	-	1,438,541
借入金	-	-	-	1,076,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 4,808 百万円は含めておりません。

22. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	9,995	11,087	21,082
その他の有価証券	-	9,995	11,087	21,082
有価証券(*1)	18,142,246	17,844,979	236,842	36,224,067
売買目的有価証券	369,898	450,678	-	820,576
その他の有価証券	17,772,347	17,394,300	236,842	35,403,490
公社債	2,174,317	1,013,246	-	3,187,564
国債	2,174,317	-	-	2,174,317
地方債	-	69,629	-	69,629
社債	-	943,617	-	943,617
株式	11,915,893	108,608	-	12,024,502
外国証券	3,682,436	14,046,487	236,842	17,965,766
公社債	2,595,018	8,116,940	235,720	10,947,679
株式等	1,087,417	5,929,547	1,122	7,018,087
その他の証券	-	2,225,956	-	2,225,956
金融派生商品(*2)	(597)	(1,886,266)	-	(1,886,863)
金利関連	-	(454,837)	-	(454,837)
通貨関連	-	(1,431,696)	-	(1,431,696)
その他	(597)	267	-	(329)

(*1)時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,785,995百万円、投資信託財産が不動産である投資信託49,531百万円であり、当期末残高から当期末残高への調整表は、次のとおりです。

(*2)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(単位:百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託(*3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当期末残高	1,652,225	45,813	1,698,038
当期の損益	1,144	△1,404	△260
純損益に計上(*4)	7,763	△485	7,277
評価・換算差額等合計に計上(*5)	△6,619	△919	△7,538
購入、売却および償還	132,625	5,123	137,749
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
当期末残高	1,785,995	49,531	1,835,527
当期の損益に計上した額のうち当期末において保有する投資信託の評価損益(*4)	-	-	-

(*3)主に解約が1ヵ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の貸借対照表価額は、1,762,031百万円であります。

(*4)損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(※)貸借対照表の評価・換算差額等合計のうち、その他有価証券評価差額金に含まれております。

ロ 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	77,895	77,895
責任準備金対応債券	-	-	77,895	77,895
有価証券	23,317,146	1,871,609	281	25,189,037
責任準備金対応債券	22,741,470	1,369,645	281	24,111,397
公社債	22,659,182	1,335,029	281	23,994,493
外国証券	82,288	34,615	-	116,903
子会社株式及び関連会社株式	575,675	501,964	-	1,077,640
貸付金	-	-	7,546,278	7,546,278
保険約款貸付	-	-	402,865	402,865
一般貸付	-	-	7,143,413	7,143,413
社債(※)	-	(1,380,962)	-	(1,380,962)
借入金(※)	-	(949,278)	(75,271)	(1,024,550)

(※)社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入れについては、当該借入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当期末残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券 その他有価証券	金融衍生商品 金利関連
当期末残高	11,301	392,575	-
当期の損益	△52	△1,473	-
純損益に計上(*1)	△146	3,555	-
評価・換算差額等合計に計上(*2)	94	△5,028	-
購入、売却、発行および決済	△162	△154,259	-
レベル3の時価への振り替え	-	-	-
レベル3の時価からの振り替え	-	-	-
当期末残高	11,087	236,842	-
当期の損益に計上した額のうち 当期末において保有する 金融商品の評価損益(*1)	-	-	-

(*1)損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2)貸借対照表の評価・換算差額等合計のその他有価証券評価差額金に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

当社は社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

23. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,284,090百万円、時価は1,894,652百万円であります。

当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,941百万円であります。

24. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は23,121百万円であり、その内訳は、次のとおりです。
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は9,302百万円であり、
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- ②危険債権額は12,652百万円であり、
- なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- ③三月以上延滞債権はありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。
- ④貸付条件緩和債権額は1,166百万円であり、
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の額は2,935百万円減少しております。
25. 有形固定資産の減価償却累計額は1,276,287百万円であり、
26. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,144,870百万円であり、
- なお、負債の額も同額であります。
27. 子会社等に対する金銭債権の総額は71,204百万円、金銭債務の総額は5,549百万円であり、
28. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------|--------------|
| イ 当期首現在高 | 1,088,964百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額 | 264,517百万円 |
| ハ 当期社員配当金支払額 | 247,252百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 20,648百万円 |
| ホ 当期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ) | 1,126,878百万円 |

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2016年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2023年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2024年 4月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2025年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

また、2025年4月30日に、次のとおり社債を発行しております。

名 称	2055年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
発 行 価 格	額面金額の100%
発 行 総 額	1,500百万米ドル
利 率	2035年4月まで 年6.50%(固定金利) 2035年4月以降 固定金利(ステップアップあり・5年ごとにリセット)
償 還 期 限	2055年4月(ただし、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能)
担保および保証の内容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資 金 使 途	一般事業資金

なお、本社債は、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

また、2025年4月30日に、次のとおり社債を繰上償還しております。

なお、繰上償還した社債について計上した支払利息は、当期において1,140百万円であります。

名 称	第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人私募)
発 行 年 月 日	2015年4月30日
繰 上 償 還 金 額	額面金額の100%
繰 上 償 還 額	750億円
繰 上 償 還 の 方 法	未償還残高の全額繰上償還

30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,076,000百万円が含まれております。

31. 担保に供されている資産の額は、有価証券5,971,228百万円であります。また、担保に係る債務の額は2,877,862百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却2,997,369百万円および売現先勘定2,877,862百万円をそれぞれ含んでおります。

32. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積み立てております。

33. 子会社等の株式および出資金の総額は3,376,600百万円であります。

34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は1,901,840百万円であります。
35. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は146,141百万円であります。
36. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は276,328百万円であります。

37. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、総合基幹職・営業総合基幹職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	608,436百万円
ロ 勤務費用	25,362百万円
ハ 利息費用	3,650百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	△83,059百万円
ホ 退職給付の支払額	△35,137百万円
ヘ 過去勤務費用の当期発生額	△3,056百万円
ト 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	516,396百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	239,156百万円
ロ 期待運用収益	2,869百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	△3,260百万円
ニ 事業主からの拠出額	5,434百万円
ホ 退職給付の支払額	△13,365百万円
ヘ 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	230,835百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	155,783百万円
ロ 年金資産	△230,835百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	360,612百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	90,946百万円
ホ 未認識過去勤務費用	3,056百万円
ヘ 退職給付引当金(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	379,563百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	25,562 百万円
ロ 利息費用	3,650 百万円
ハ 期待運用収益	△2,889 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	437 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	25,462 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	65.1%
ロ 国内債券	13.9%
ハ 外国証券	10.8%
ニ 国内株式	7.5%
ホ 現金及び預貯金	2.8%
ヘ 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	1.9%
ロ 長期期待運用収益率	1.2%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,219百万円です。

38. (1) 繰延税金資産の総額は2,492,587百万円であり、繰延税金負債の総額は3,044,469百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は72,143百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,376,196百万円、価格変動準備金482,418百万円および繰延ヘッジ損益420,677百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,961,055百万円であります。
- (2) 当期における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△18.5%、税率変更による影響△14.3%であります。
- (3) 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)の公布に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率を27.9%から、回収または支払いが見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.9%に変更しております。この変更により、当期末における繰延税金負債は26,391百万円、再評価に係る繰延税金負債は3,474百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金は102,447百万円減少、繰延ヘッジ損益は13,339百万円増加、土地再評価差額金は3,474百万円減少しております。また、法人税等調整額は62,716百万円減少しております。

39. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |
40. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は161百万円であります。
41. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は6,011,469百万円であります。

7. 損益計算書

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
	金額	金額
経常利益	7,628,376	7,122,875
保険料	5,297,399	4,794,612
再保料	5,296,086	4,793,437
常務料	1,312	1,174
取等	2,216,890	2,216,324
取等	1,607,616	1,826,960
取等	9,032	12,564
取等	1,312,643	1,517,084
取等	160,146	169,135
取等	113,658	116,130
取等	12,135	12,044
取等	315,349	388,331
取等	158,236	-
取等	6,930	-
取等	842	1,033
取等	127,015	-
取等	114,085	111,938
取等	3,975	3,501
取等	67,034	63,601
取等	42,176	44,836
経常費用	6,973,813	6,630,217
保険料	4,355,896	4,454,171
再保料	1,080,315	1,056,882
常務料	844,888	867,051
取等	755,761	795,529
取等	1,398,537	1,402,601
取等	274,458	330,234
取等	1,934	1,872
取等	1,110,317	444,807
取等	212	5,839
取等	1,089,128	418,319
取等	20,975	20,648
取等	696,982	914,003
取等	42,900	55,838
取等	275,812	502,010
取等	6,549	2,508
取等	288,339	217,412
取等	-	30,593
取等	614	595
取等	-	2,553
取等	20,320	21,583
取等	62,446	67,275
取等	-	13,632
取等	564,342	584,236
取等	246,274	232,997
取等	109,799	104,939
取等	55,765	53,232
取等	52,688	48,476
取等	2,973	-
取等	25,048	26,348
特別利益	654,562	492,658
特別損失	5,549	12,438
特別利益	5,549	12,438
特別損失	62,184	65,514
特別損失	8,396	5,377
特別損失	9,506	10,093
特別損失	41,245	47,334
特別損失	36	28
特別損失	3,000	2,633
特別損失	-	47
税引前当期利益	597,927	439,582
法人税	49,675	111,278
法人税	36,174	△135,723
法人税	85,849	△24,445
法人税	512,077	464,027

(損益計算書の注記)

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。
 - (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
 - (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は95,426百万円、費用の総額は45,884百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券30,312百万円、株式等263,541百万円、外国証券94,476百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券323,427百万円、株式等59,964百万円、外国証券118,618百万円であります。
5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等2,197百万円、外国証券311百万円であります。
6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は9百万円であります。
7. 金融派生商品費用には、評価損益が61,835百万円含まれております。
8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに着しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	建物	合計
賃貸用不動産等	676	4,350	5,026
遊休不動産等	3,766	1,299	5,066
合計	4,443	5,649	10,093

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

8. 基金等変動計算書

・2023年度

(単位:百万円)

	基金等											基金等合計
	基金	基金債付 積立金	内評価 積立金	損失繰越 準備金	その他の積立金						剰余金合計	
					社会厚生 福祉事業 的積立金	障害基礎 積立金	圧縮 積立金	圧縮 特別積立 積立金	半信 積立金	当期末処分 積立金		
当期末残高	109,300	1,330,000	651	21,283	351	221,917	73,416	2,961	176	196,334	326,283	1,956,838
当期末変動額												
社員配当準備金の積立										△181,919	△181,919	△181,919
損失繰越準備金の積立				573						△573	—	—
基金利息の支払										△265	△265	△265
当期末剰余										512,077	512,077	512,077
社会厚生福祉事業的積 立金の積立					3,000					△3,000	—	—
社会厚生福祉事業的積 立金の取崩					△3,000					3,000	—	—
圧縮積立金の積立							4,927			△4,927	—	—
圧縮積立金の取崩							△1,359			1,359	—	—
圧縮特別積立金の取 崩								△2,961		2,961	—	—
土地再評価差額金の 取崩										△5,297	△5,297	△5,297
基金等以外の項目の 当期末変動(純額)												
当期末変動額合計	—	—	—	573	—	—	3,567	△2,961	—	326,328	324,600	324,600
当期末残高	109,300	1,330,000	651	21,853	351	221,917	76,983	—	176	509,760	830,880	2,281,541

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	3,297,929	△376,317	△56,264	4,893,317	6,322,283
当期末変動額					
社員配当準備金の積立					△181,919
損失繰越準備金の積立					—
基金利息の支払					△265
当期末剰余					512,077
社会厚生福祉事業的積 立金の積立					—
社会厚生福祉事業的積 立金の取崩					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
圧縮特別積立金の取 崩					—
土地再評価差額金の 取崩					△5,297
基金等以外の項目の 当期末変動(純額)	3,893,836	△745,475	3,297	3,199,757	3,199,757
当期末変動額合計	3,893,836	△745,475	3,297	3,199,757	3,825,362
当期末残高	9,191,765	△1,141,792	△59,967	7,996,103	10,247,626

+2024年度

(単位:百万円)

	基金										
	基金	基金維持 積立金	再評価 積立金	その他の積立金						剰余金合計	基金等合計
				優先積立 積立金	社会厚生 福祉事業 的積立金	新設基礎 積立金	信用 積立金	預貯 積立金	当期末処分 積立金		
当期末残高	109,300	1,330,000	651	21,853	251	221,917	78,815	170	509,726	826,836	2,281,531
当期末変動額											
社員配当準備金の積立									△264,517	△264,517	△264,517
優先積立準備金の積立				1,535					△1,535	—	—
基金維持積立金の積立		50,000							△50,000	△50,000	—
基金利息の支払									△265	△265	△265
当期純剰余									864,027	864,027	864,027
基金の償却	△50,000										△50,000
社会厚生福祉事業的積立 資金の積立					3,000				△3,000	—	—
社会厚生福祉事業的積立 資金の取崩					△2,633					2,633	—
財源基礎積立金の積立						190,000			△190,000	—	—
圧縮積立金の積立							3,200		△3,200	—	—
圧縮積立金の取崩							△1,797			1,797	—
土地再評価差額金の 取崩										2,114	2,114
基金等以外の項目の 当期末変動額(純額)											
当期末変動額合計	△50,000	30,000	—	1,533	206	190,000	463	—	△41,008	101,329	151,329
当期末残高	59,300	1,400,000	651	23,386	718	411,917	77,378	170	868,728	928,165	2,432,860

	評価・換算差額等				剰余金合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	9,158,863	△1,141,732	△50,967	7,966,163	16,237,688
当期末変動額					
社員配当準備金の積立					△264,517
優先積立準備金の積立					—
基金維持積立金の積立					—
基金利息の支払					△265
当期純剰余					864,027
基金の償却					△50,000
社会厚生福祉事業的積立 資金の積立					—
社会厚生福祉事業的積立 資金の取崩					—
財源基礎積立金の積立					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の 取崩					2,114
基金等以外の項目の 当期末変動額(純額)	△1,781,947	△225,206	△5,588	△2,011,842	△2,011,842
当期末変動額合計	△1,781,947	△225,206	△5,588	△2,011,842	△1,899,483
当期末残高	7,376,916	△1,366,938	△56,555	5,953,423	14,338,205

9. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
基礎利益 A	708,743	920,431
キャピタル収益	732,077	630,098
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	315,349	388,331
金融派生商品収益	—	—
為替差益	158,236	—
その他キャピタル収益	258,491	241,767
キャピタル費用	734,486	760,660
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	275,812	502,010
有価証券評価損	6,549	2,508
金融派生商品費用	288,339	217,412
為替差損	—	30,593
その他キャピタル費用	163,785	8,135
キャピタル損益 B	△2,408	△130,561
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	706,334	789,870
臨時収益	7,463	1,098,861
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	1,098,861
個別貸倒引当金戻入額	533	—
その他臨時収益	6,930	—
臨時費用	59,235	1,396,073
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	7,000	—
個別貸倒引当金繰入額	—	1,861
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	52,235	1,394,212
臨時損益 C	△51,772	△297,212
経常利益 A+B+C	654,562	492,658

(参考) その他項目の内訳

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
基礎利益	△94,706	△233,632
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	16,660	8,135
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	147,125	△11,075
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	△17,105	△19,968
為替に係るヘッジコスト	△241,386	△210,723
その他キャピタル収益	258,491	241,767
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	11,075
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	17,105	19,968
為替に係るヘッジコスト	241,386	210,723
その他キャピタル費用	163,785	8,135
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	16,660	8,135
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	147,125	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	—
為替に係るヘッジコスト	—	—
その他臨時収益	6,930	—
投資損失引当金戻入額	6,930	—
その他臨時費用	52,235	1,394,212
投資損失引当金繰入額	—	2,553
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	52,235	1,391,658

10. 剰余金処分案

(単位：千円)

科目	2023年度	2024年度
	金額	金額
当期末処分剰余金	509,780,820	468,775,282
任意積立金取崩額	1,797,499	2,529,973
社員配当平衡積立金取崩額	—	—
危険準備積立金取崩額	—	—
圧縮積立金取崩額	1,797,499	2,529,973
圧縮特別勘定積立金取崩額	—	—
計	511,578,320	471,305,255
剰余金処分額	511,578,320	471,305,255
社員配当準備金	264,517,435	291,689,442
差引純剰余金	247,060,884	179,615,812
損失填補準備金	1,535,000	1,414,000
基金償却積立金	50,000,000	—
基金利息	265,000	140,000
任意積立金	195,260,884	178,061,812
社員配当平衡積立金	—	10,000,000
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000	3,000,000
財務基盤積立金	190,000,000	160,000,000
圧縮積立金	2,260,884	5,061,812
圧縮特別勘定積立金	—	—
次期繰越剰余金	—	—

1.1. 保険業法に基づく債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	2023年度末	2024年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,526	9,302
危険債権	17,684	12,652
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	1,604	1,166
小計	28,814	23,121
(対合計比)	(0.29)	(0.23)
正常債権	9,755,187	9,825,371
合計	9,784,002	9,848,493

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)

3. 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1および2に掲げる債権を除く。)

4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めのを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)

5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○保険業法に基づく債権に対する補足説明

- ・ 本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未收利息、扱払金、支払承諾見込、金融機関保証付私債債です。
- ・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2023年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権等85百万円、2024年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権等2,935百万円です。

1.2. 貸倒引当金の明細

区分	(単位:百万円)		比較
	2023年度	2024年度	
(1) 貸倒引当金残高の内訳			
(イ) 一般貸倒引当金	4,039	2,773	△1,265
(ロ) 個別貸倒引当金	5,909	1,500	△4,409
(ハ) 特定海外債権引当勘定	—	—	—
(2) 個別貸倒引当金			
(イ) 繰入額	5,994	4,435	△1,558
(ロ) 取崩額	6,527	2,574	△3,953
[償却に伴う取崩額を除く]			
(ハ) 純繰入額	△533	1,861	2,394
(3) 特定海外債権引当勘定			
(イ) 対象国数	—	—	—
(ロ) 債権額	—	—	—
(ハ) 繰入額	—	—	—
(ニ) 取崩額	—	—	—
(4) 貸付金償却	—	—	—

1.3. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	21,614,981	18,732,146
基金・諸準備金等	6,036,219	5,124,623
基金等	2,016,759	2,141,071
価格変動準備金	1,625,673	1,673,007
危険準備金	2,137,358	1,038,497
一般貸倒引当金	4,039	2,773
その他	252,388	269,272
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	10,251,877	7,992,050
土地の含み損益×85%	665,395	717,226
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,548,820	3,786,038
負債性資本調達手段等	2,401,719	2,514,541
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	△1,178,730
控除項目	△449,810	△450,287
その他	160,759	226,684
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_4)^2 + (R_2 + R_3 + R_1)^2} + R_4$ (B)	4,410,879	4,346,364
保険リスク相当額 R_1	103,629	99,939
第三分野保険の保険リスク相当額 R_4	88,558	88,601
予定利率リスク相当額 R_2	249,260	143,255
最低保証リスク相当額 R_3	5,177	5,122
資産運用リスク相当額 R_3	4,061,992	4,104,971
経営管理リスク相当額 R_4	90,172	88,837
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	980.0%	861.9%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(参考)

○個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率

積立方式	標準責任準備金対象契約	2023年度末	2024年度末
標準責任準備金対象契約	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
標準責任準備金対象外契約	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

1.4. 2024年度特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区分	2023年度末	2024年度末
	金額	金額
個人変額保険	119,704	108,178
個人変額年金保険	13,629	10,695
団体年金保険	1,092,539	1,025,996
特別勘定計	1,225,873	1,144,870

(2) 個人変額保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件、百万円)

区分	2023年度末		2024年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	9,363	13,061	9,109	10,932
変額保険(終身型)	28,261	391,125	27,371	376,718
合計	37,624	404,186	36,480	387,651

②年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	2,079	1.7	2,374	2.2
有価証券	99,429	83.1	99,410	91.9
公社債	22,942	19.2	24,088	22.3
株式	8,596	7.2	7,922	7.3
外国証券	36,751	30.7	33,583	31.0
公社債	3,091	2.6	3,414	3.2
株式等	33,659	28.1	30,169	27.9
その他の証券	31,140	26.0	33,814	31.3
貸付金	—	—	—	—
その他	18,194	15.2	6,393	5.9
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	119,704	100.0	108,178	100.0

③個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2023年度	2024年度
	金額	金額
利息配当金等収入	2,304	2,212
有価証券売却益	4,457	3,740
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	17,810	△4,362
為替差益	446	136
金融派生商品収益	6,902	3,883
その他の収益	1	0
有価証券売却損	1,580	1,412
有価証券償還損	0	—
有価証券評価損	△736	1,337
為替差損	153	226
金融派生商品費用	2,750	4,072
その他の費用	0	0
収支差額	28,171	△1,438

(3) 個人変額年金保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件、百万円)

区分	2023年度末		2024年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	3,851	13,627	3,170	10,695

②年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	—	—	—	—
有価証券	13,309	97.7	10,410	97.3
公社債	1,896	13.9	1,327	12.4
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	11,413	83.7	9,082	84.9
貸付金	—	—	—	—
その他	319	2.3	285	2.7
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	13,629	100.0	10,695	100.0

③個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2023年度	2024年度
	金額	金額
利息配当金等収入	3,741	1,774
有価証券売却益	28	0
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	2,064	△2,141
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	0	0
有価証券売却損	0	26
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	75	160
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	0	0
収支差額	5,757	△554

1.5. 保険会社及びその子会社等の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位: 億円)

項目	2023年度	2024年度
経常収益	120,088	110,035
経常利益	5,813	5,047
親会社に帰属する当期純剰余	4,124	4,354
包括利益	37,732	△15,372

項目	2023年度末	2024年度末
総資産	975,961	963,426
ソルベンシー・マージン比率	1,025.7%	889.4%

(2) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	23 社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0 社
持分法適用の関連法人等数	18 社
期中における重要な関係会社の異動について	

「(3) 連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。

(3)連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等数	23 社
------------------	------

主要な連結される子会社および子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

大樹生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

ニッセイプラス少額短期保険株式会社

株式会社ニチイホールディングス

Nippon Life Insurance Company of America

Nippon Life Americas, Inc.

MLC Limited

Nippon Life India Asset Management Limited

株式会社ニッセイライフサポートの株式を取得したことに伴い、同社、株式会社ニチイホールディングスおよびその傘下6社の計8社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

主要な非連結の子会社および子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0 社
-----------------------	-----

持分法適用の関連法人等数	18 社
--------------	------

主要な持分法適用の関連法人等

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人寿保險有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited

Post Advisory Group, LLC

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

Blackstone ISG Investment Partners - R (BMU) L.P.

Resolution Life Group Holdings Ltd.

Corebridge Financial, Inc.

Corebridge Financial, Inc.は、株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

なお、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、入手可能な合理的な情報に基づいて暫定的な会計処理を行っております。

持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(Nippon Life Global Investors America, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)および関連法人等(株式会社エスエルトワーズ他)については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連法人等に係るのれん相当額(以下「のれん等」という)は、定額法により20年以内で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(4) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2023年度末	2024年度末	科目	2023年度末	2024年度末
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,634,522	932,037	保険契約準備金	74,254,041	75,343,434
コールローン	522,863	876,505	支払準備金	269,478	275,520
買入金銭債権	246,417	189,832	責任準備金	72,849,120	73,897,294
有価証券	81,628,564	80,309,417	社員配当準備金	1,088,964	1,126,878
貸付金	8,911,985	8,706,575	契約者配当準備金	46,477	43,740
有形固定資産	1,896,641	1,986,662	再保険借	27,190	17,731
土地	1,189,388	1,189,083	社債	1,516,319	1,554,141
建物	624,804	659,045	その他負債	7,509,435	7,763,978
リース資産	6,386	59,971	役員賞与引当金	425	427
建設仮勘定	35,922	27,236	退職給付に係る負債	419,981	342,085
その他の有形固定資産	40,139	51,326	役員退職慰労引当金	429	358
無形固定資産	383,334	647,931	ポイント引当金	8,356	6,192
ソフトウェア	103,359	124,198	価格変動準備金	1,732,830	1,787,849
のれん	83,910	279,416	繰延税金負債	1,421,439	683,281
リース資産	19	24	再評価に係る繰延税金負債	98,340	100,413
その他の無形固定資産	196,044	244,291	支払承諾	60,844	52,383
再保険貸	125,362	224,252	負債の部合計	87,049,635	87,652,277
その他の資産	2,157,928	2,386,882	(純資産の部)		
退職給付に係る資産	1,274	1,469	基金	100,000	50,000
繰延税金資産	37,762	34,155	基金償却積立金	1,350,000	1,400,000
支払承諾見返	60,844	52,383	再評価積立金	651	651
貸倒引当金	△11,346	△5,463	連結剰余金	793,384	916,813
			基金等合計	2,244,035	2,367,465
			その他の有価証券評価差額金	9,223,931	7,387,008
			繰延ヘッジ損益	△1,142,459	△1,372,500
			土地再評価差額金	△50,967	△56,555
			為替換算調整勘定	118,139	157,862
			退職給付に係る調整累計額	7,774	66,053
			その他の包括利益累計額合計	8,156,418	6,181,868
			新株予約権	1,509	1,863
			非支配株主持分	144,554	139,168
			純資産の部合計	10,546,518	8,690,365
資産の部合計	97,596,154	96,342,642	負債及び純資産の部合計	97,596,154	96,342,642

(連結貸借対照表の注記)

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という)等を、当連結会計年度から適用し、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当期の所得に対する法人税および住民税の計上区分別を見直しております。2022年改正会計基準等の適用については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、2022年改正会計基準が定める新たな会計方針を当連結会計年度の期首時点より適用しております。
2. (1) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 非連結または持分法非適用の子会社株式会社及び関連会社株式会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

 - (1) 当社
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新子定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
 - (2) 大樹生命保険株式会社
 - ① 終身保険・年金保険(10年以内)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む)および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の30年以内の部分)
 - ② 拠出型企業年金(27年以内)小区分(拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)
 - ③ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ④ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ⑤ 一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
 - ⑥ 一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
 - (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
 - ① 個人保険・個人年金商品(ただし一部保険種類を除く)

- ②終身がん保険・養老保険商品
 - ③一時払終身保険(確定積立全区分型)商品
 - ④上記を除く円建一時払商品(ただし一部保険契約を除く)
 - ⑤上記を除く米ドル建商品(ただし一部保険契約を除く)
 - ⑥上記を除く豪ドル建一時払年金商品(ただし一部保険種類を除く)
- (4) はなすく生命保険株式会社
- 全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
5. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
- イ 有形固定資産(リース資産を除く)
- (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
主に定率法により行っております。
なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
- ロ リース資産
- (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 上記以外
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
また、一部の連結される子会社および子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
7. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

- (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 連結される子会社および子法人等については、主として資産査定基準および債権・引当基準等により、必要と認められた額を引き当てております。
- (4) 破綻先および実質破綻先等に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,961百万円(担保・保証付債権に係る額43百万円)であります。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- (2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- | ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
|-----------------|---------|
| ②放理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
10. 役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社および子法人等の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法による方法によっております。
14. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部および外貨建株式(予定取引)の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプションによる時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡しによる時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|---------|-------------------------|
| 金利スワップ | 外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等、外貨建株式(予定取引) |
| 通貨オプション | 外貨建債券 |
| 株式先渡し | 国内株式 |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析による方法によっております。

15. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
16. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、当社を連算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第42号「2021年8月12日」)に従っております。
17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が310,009百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純利益が310,009百万円減少しております。
- イ 当社
- 2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より追加積み立ての対象に加え、5年間にわたり段階的に積み立てることとしていた、終身保険契約(一時払契約を含む)の責任準備金および当連結会計年度より追加積み立ての対象に加えた終身保険契約(一時払契約を含む)の責任準備金については、当連結会計年度に一括して積み立てることとしております。なお、当連結会計年度の追加積み立てに際して、保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき計上した危険準備金の一部について、同施行規則第69条第7項の規定に基づき、金融庁長官が定める取り崩しに関する基準に上らない取り崩しを行い、追加して積み立てる責任準備金の一部に充当しております。この結果、当連結会計年度に追加積み立ておよび危険準備金の取り崩しを行わなかった場合に比べ、責任準備金が301,138百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純利益が301,138百万円減少しております。
- ロ 大樹生命保険株式会社
- 一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が8,870百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純利益が8,870百万円減少しております。
- (2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。
18. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合(以下「みなし入院」という)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- (計算方法の概要)
- IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

19. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づき識別した重要な会計上の見積りであるのれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)の当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額は、次のとおりです。

①のれん	279,416百万円
株式会社ニッセイライフサポート	262,233百万円
②のれん相当額	48,910百万円
Rollance Nippon Life Insurance Company Limited	29,456百万円
PT Seguis	11,037百万円
The TCW Group, Inc.	8,416百万円
③その他の無形固定資産(顧客関連資産)	55,533百万円
株式会社ニッセイライフサポート	55,533百万円

また、のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)の減損判定にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第3項をご参照ください。

20. 主な未適用の会計基準等としては、「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)および「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等があり、その内容は以下のとおりです。

①概要

当該会計基準等は、企業会計基準委員会における、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識する、リースに関する会計基準として開発されたものです。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を連結貸借対照表に計上するとともに、リースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

②適用予定日

2027年度の期首より適用予定です。

③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、現在評価中です。

21. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえ、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円健の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。その他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場・リ्यू・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュエーション・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	189,832	185,347	△4,485
満期保有目的の債券	17,138	16,026	△1,112
責任準備金対応債券	124,928	121,555	△3,373
その他有価証券	47,765	47,765	-
有価証券(*3,*4,*5)	78,725,060	74,776,204	△3,948,855
売買目的有価証券	1,671,554	1,671,554	-
満期保有目的の債券	745,803	727,870	△17,932
責任準備金対応債券	34,138,084	30,233,602	△3,904,481
子会社株式及び関連会社株式	638,239	611,798	△26,441
その他有価証券	41,531,377	41,531,377	-
貸付金(*6)	8,703,359	8,342,794	△360,564
保険約款貸付	438,966	438,966	-
一般貸付	8,264,392	7,903,827	△360,564
金融派生商品(*7)	(1,934,506)	(1,934,506)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(20,809)	(20,809)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,913,697)	(1,913,697)	-
社債(*6,*8)	(1,594,141)	(1,495,393)	△98,748
借入金(*8)	(1,301,457)	(1,248,538)	△52,899

(*1) 貸倒引当金を計上したもとのについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は290,275百万円であります。

(*4) 時価算定会計基準適用指針第24-16項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の連結貸借対照表価額は1,294,081百万円であります。

(*5) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めております。

(*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*8) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△34,529百万円でありま
す。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を 超えるもの	買入金銭債権	1,904	1,934	29
	公社債	39,660	40,521	860
	外国証券	287,056	292,645	5,589
	小計	328,622	335,101	6,478
時価が連結貸借対照表価額を 超えないもの	買入金銭債権	15,233	14,091	△1,142
	公社債	132,041	123,937	△8,103
	外国証券	287,044	270,766	△16,278
	小計	434,319	408,795	△25,524
合計		762,941	743,896	△19,045

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	40,934	41,254	320
	公社債	9,500,177	9,856,474	356,296
	外国証券	446,075	453,687	7,612
	小計	9,987,187	10,351,416	364,229
時価が連結貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	83,994	80,300	△3,693
	公社債	21,140,597	17,170,605	△3,969,991
	外国証券	3,051,233	2,752,834	△298,398
	小計	24,275,825	20,003,741	△4,272,084
合計		34,263,013	30,355,158	△3,907,855

④その他の有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が取得原価 または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	8,034	8,538	504
	公社債	923,166	1,014,852	91,686
	株式	4,021,198	12,280,501	8,259,303
	外国証券	12,246,667	15,555,828	3,309,160
	その他の証券	677,260	864,918	187,657
	小計	17,876,328	29,724,639	11,848,311
連結貸借対照表価額が取得原価 または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	41,183	39,227	△1,956
	公社債	3,405,607	3,010,671	△394,936
	株式	386,295	310,892	△75,402
	外国証券	7,569,419	6,973,365	△596,053
	その他の証券	1,772,603	1,520,347	△252,256
合計		31,051,437	41,579,143	10,527,705

※市場価格のない株式等 64,601百万円、組合等への出資残高 197,400百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、1,198百万円減損処理を行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落した
ものにつき、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の
要件に該当する銘柄

(3) 主な金融債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	15,000	9,314	14,070	154,216
満期保有目的の債券	-	1,000	345	15,420
責任準備金対応債券	-	7,258	10,744	106,866
その他の有価証券	15,000	1,055	2,981	31,929
有価証券	1,952,411	10,028,298	9,676,919	42,315,028
満期保有目的の債券	-41,068	344,927	256,446	113,769
責任準備金対応債券	830,318	4,114,406	3,449,842	26,434,476
その他の有価証券	1,081,023	5,568,964	5,970,630	15,766,782
貸付金(*1)	1,103,821	2,800,768	2,251,671	2,090,891
社債(*2)	-	-	-	1,528,541
借入金	38,530	176,927	-	1,086,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの5,668百万円は含めておりません。

(*2) 劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

23. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定に
おける優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	14,995	32,770	47,765
その他の有価証券	-	14,995	32,770	47,765
有価証券(*1)	20,073,790	20,841,962	418,752	41,334,504
売買目的有価証券	728,704	942,850	-	1,671,554
その他の有価証券	19,345,085	19,899,112	418,752	39,662,951
公社債	2,607,702	1,417,821	-	4,025,523
国債	2,607,702	-	-	2,607,702
地方債	-	108,616	-	108,616
社債	-	1,309,204	-	1,309,204
株式	12,474,956	116,438	-	12,591,394
外国証券	4,230,779	16,048,386	418,418	20,697,584
公社債	3,074,561	9,739,299	417,296	13,231,156
株式等	1,156,218	6,309,087	1,122	7,466,427
その他の証券	31,647	2,316,466	334	2,348,448
金融派生商品(*2)	(734)	(1,934,549)	777	(1,934,506)
金利関連	(146)	(467,003)	-	(467,149)
通貨関連	-	(1,470,142)	53	(1,470,089)
その他	(588)	2,596	724	2,732

(*1)時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,816,187百万円、投資信託財産が不動産である投資信託53,169百万円であり、当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表は、次のとおりです。

(*2)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(単位:百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託(*3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当連結会計年度期首残高	1,666,190	47,495	1,713,685
当連結会計年度の損益	637	△1,353	△715
純損益に計上(*4)	7,819	△485	7,333
その他の包括利益に計上(*5)	△7,181	△868	△8,049
購入、売却および償還	149,359	7,026	156,386
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
当連結会計年度末残高	1,816,187	53,169	1,869,356
当連結会計年度の損益に計上した額のうち 当連結会計年度末において保有する投資 信託の評価損益(*4)	-	-	-

(*3)主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の連結貸借対照表価額は1,792,223百万円であります。

(*4)連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*5)連結包括利益計算書のその他の包括利益のうちその他の有価証券評価差額金に含まれております。

ロ 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	137,581	137,581
満期保有目的の債券	-	-	16,026	16,026
責任準備金対応債券	-	-	121,555	121,555
有価証券	26,723,240	4,821,447	27,385	31,572,073
満期保有目的の債券	96,086	614,680	27,103	727,870
公社債	36,066	128,392	-	164,458
外国証券	50,020	486,287	27,103	563,412
責任準備金対応債券	26,061,177	4,171,843	281	30,233,602
公社債	25,267,360	1,759,438	281	27,027,080
外国証券	794,117	2,412,405	-	3,206,522
子会社株式及び関連会社株式	575,675	34,923	-	610,599
貸付金	-	-	8,342,794	8,342,794
保険約款貸付	-	-	438,966	438,966
一般貸付	-	-	7,903,827	7,903,827
社債(※)	-	(1,469,823)	(25,569)	(1,495,393)
借入金(※)	-	(1,024,700)	(223,857)	(1,248,558)

(※)社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

- (2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額、または、自社で算定した評価額を利用しており、当該評価額が観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

④社債

市場価格を時価とするものは、レベル2の時価に分類しております。一方、固定金利による社債で、将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率で割り引いた現在価値を時価とするものは、レベル3の時価に分類しております。また、通貨スワップの不当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同種の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権 その他 有価証券	有価証券 その他 有価証券	金融派生商品 通貨関連	金融派生商品 その他
当連結会計年度期首残高	42,303	496,560	△548	3,131
当連結会計年度の損益	△632	1,254	149	△2,606
純損益に計上(*1)	△179	1,543	149	△2,606
その他の包括利益に計上(*2)	△452	△288	-	-
購入、売却、発行および決済	△8,900	△79,062	451	199
レベル3の時価への振り替え(*3)	-	-	-	-
レベル3の時価からの振り替え(*4)	-	-	-	-
当連結会計年度末残高	32,770	418,752	53	724
当連結会計年度の損益に計上した額のうち 当連結会計年度末において保有する 金融商品の評価損益(*1)	-	△1,126	53	△884

(*1) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書のその他の包括利益のその他有価証券評価差額金に含まれております。

(*3) レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振り替えはありません。

(*4) レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振り替えはありません。

③時価の評価プロセスの説明

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

24. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,340,339百万円、時価は1,965,382百万円であります。当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,969百万円であります。
25. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は23,149百万円であり、その内訳は、次のとおりです。
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は9,301百万円であります。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- ②危険債権額は12,681百万円であります。
- なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- ③三月以上延滞債権額はありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。
- ④貸付条件緩和債権額は1,166百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の額は2,961百万円減少しております。
26. 有形固定資産の減価償却累計額は1,406,554百万円であります。
27. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,381,881百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
28. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------------|--------------|
| イ 当連結会計年度期首現在高 | 1,088,964百万円 |
| ロ 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 264,517百万円 |
| ハ 当連結会計年度社員配当金支払額 | 247,252百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 20,648百万円 |
| ホ 当連結会計年度末現在高(イ+ロ-ハ+ニ) | 1,126,878百万円 |
29. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------------|-----------|
| イ 当連結会計年度期首現在高 | 46,477百万円 |
| ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額 | 14,644百万円 |
| ハ 利息による増加額 | 6百万円 |
| ニ 契約者配当準備金繰入額 | 11,901百万円 |
| ホ 当連結会計年度末現在高(イ-ロ+ハ+ニ) | 43,740百万円 |

30. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2016年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2023年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2024年 4月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2025年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

また、当社は2025年4月30日に、次のとおり社債を発行しております。

名 称	2055年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
発 行 価 格	額面金額の100%
発 行 総 額	1,500百万米ドル
利 率	2035年4月まで 年6.50%(固定金利) 2035年4月以降 固定金利(ステップアップあり・5年ごとにリセット)
償 還 期 限	2055年4月(ただし、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能)
担 保 お よ び 保 証 の 内 容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資 金 使 途	一般事業資金

なお、本社債は、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

また、当社は2025年4月30日に、次のとおり社債を繰上償還しております。

なお、繰上償還した社債について計上した支払利息は、当連結会計年度において1,140百万円であります。

名 称	第1回利払繰延条項・期前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人私募)
発 行 年 月 日	2015年4月30日
繰 上 償 還 金 額	額面金額の100%
繰 上 償 還 額	750億円
繰 上 償 還 の 方 法	未償還残高の全額繰上償還

31. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,086,000百万円が含まれております。

32. 担保に供されている資産の額は、有価証券6,365,842百万円、リース契約等に係る債権3,995百万円であります。また、担保に係る債務の額は3,162,794百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却3,276,224百万円および売現先勘定3,123,499百万円、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券38,159百万円および受入担保金35,714百万円をそれぞれ含んでおります。

33. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積み立てております。

34. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式および出資金の総額は1,960,595百万円であります。

35. 取得による企業結合に関する事項は、次のとおりです。

当社は、2023年11月28日開催の取締役会において、株式会社ニチイホールディングス(以下「ニチイホールディングス」という)の全株式を保有する株式会社BCJ-43の株式を取得することを決議し、2024年6月3日をもって、同社株式を取得しております。

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 株式会社BCJ-43
事業の内容 ニチイホールディングスの株式所有・管理

ロ 企業結合を行った主な理由

ニチイホールディングスは、創業以来、医療事務受託・介護・保育事業を展開する株式会社ニチイ学園を中核企業とし、各マーケットにおいて長期にわたり代表的なポジションを築いております。当社とニチイホールディングスは、これまでも幅広い領域で協業してきましたが、本件を通じた当該事業の活性化や生産性・持続性向上により、これまで以上にお客様へ提供する安心を拡大し、あらゆる世代が安心して暮らせる社会を実現することを目的としております。

ハ 企業結合日

2024年6月3日(みなし取得日2024年6月30日)

ニ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

ホ 結合後企業の名称

株式会社ニッセイ・ライブサポート

ヘ 取得した議決権比率

99.5%

ト 支払資金の調達方法

自己資金

チ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式の取得により、議決権の99.5%を取得したため。

②連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

③被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	205,021百万円
取得原価		205,021百万円

④主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザー費用等	3,610百万円
-----------	----------

⑤発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

イ 発生したのれん金額

210,112百万円

ロ 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったことによるものです。

ハ 償却方法および償却期間

20年間にわたる均等償却

⑥企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産合計	223,482百万円
(うちのれん以外の無形固定資産に配分された金額)	57,697百万円)
負債合計	228,430百万円
(うち借入金)	76,405百万円)

⑦取得原価のうちのれん以外の無形固定資産に配分された金額および償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額	57,697百万円	償却期間	20年
(うち顧客関連資産)	57,697百万円	償却期間	20年)

⑧企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

経常収益	306,872百万円
経常利益	2,562百万円
親会社に帰属する当期純剰余	△2,380百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益、経常利益、親会社に帰属する当期純剰余に影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんおよび無形固定資産が当連結会計年度の開始の日に発生したものとし、償却額を算定しております。なお、当該概算額は監査証明を受けておりません。

⑨その他

企業結合日において、当社が取得した株式会社ニッセイ・ライフサポートの発行済株式の1.0%を当社の連結子会社であるニッセイ情報テクノロジー株式会社(以下「ニッセイ情報テクノロジー」という)に譲渡しました。また、当社は、当連結会計年度末において、株式会社ニッセイ・ライフサポートの発行済株式の0.4%を非支配株主より取得しております。これにより、当社が所有する議決権比率は98.7%となります。介護・医療関連・保育分野のDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進にあたって、当社、ニッセイ情報テクノロジーおよびニチイホールディングスの3社による戦略的な協業を推進しております。

36. 当社は、2024年12月11日付で、当社の持分法適用会社であるResolution Life Group Holdings Ltd.(以下「レゾリューションライフ」という)を当社の完全子会社とすること(以下「本件買収」という)について、当社、レゾリューションライフ、ならびにレゾリューションライフに出資する投資事業有限責任組合であるBlackstone ESG Investment Partners - R(BMU) L.P.(以下「Blackstone L.P.」)およびBlackstone L.P.のジェネラルパートナーであるBlackstone ESG Investment Associates - R(BMU) Ltd.(以下「Blackstone Ltd.」)等の当事者間で合意しました。
- また、同日付で、National Australia Bank Limited(以下「NAB」という)が保有する当社の連結子会社であるMLC Limited(以下「MLC」という)の発行済株式の20%分をNABから取得することについて、当社およびNABとの間で合意しました。
- さらに、レゾリューションライフ傘下のResolution Life Australasia Limited(以下「豪州レゾリューション」という)とMLCを経営統合すること(以下「本件統合」という)について、当社、レゾリューションライフ、ならびにBlackstone L.P.およびBlackstone Ltd.等の当事者間で合意しました。

(本件買収および本件統合等の背景・狙い)

グローバルに既契約受託事業や再保険事業を展開する保険会社グループであるレゾリューションライフを完全子会社とすることで、米国保険市場等において事業を拡大するとともに、本件統合等を通じた豪州保険事業のさらなる強化により、海外事業収益の長期安定的な拡大、ひいてはご契約者利益の最大化を企図し、本件買収および本件統合等を決定しました。

(レゾリューションライフ株式の追加取得)

当社は、Blackstone L.P.から、レゾリューションライフの発行済株式のうち、当社が既に保有する持分を除いた約77%分を追加取得します。この結果、レゾリューションライフは、当社100%出資の完全子会社となります。

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 Resolution Life Group Holdings Ltd.
事業の内容 保険持株会社(既契約受託事業・再保険事業)

ロ 企業結合の時期

関連当局による認可等を前提に、2025年7-12月までの完了を予定。

ハ 企業結合の法的形式

現金等を対価とした株式取得

ニ 議決権比率に関する事項

取得日直前に所有している議決権比率	約23%
企業結合日に追加取得する議決権比率	約77%
取得後の議決権比率	100%

ホ 支払資金の調達方法

自己資金

②被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

追加取得の対価 現金 約82億米ドル(約1.2兆円)

※段階取得における取得原価および損益は、現時点では確定しておりません。

(MLC株式の追加取得)

当社は、NABから、MLCの発行済株式の20%分を追加取得します。この結果、MLCは、当社100%出資の完全子会社となります。

①企業結合の概要

イ 結合当事企業の名称および事業の内容

結合当事企業の名称 MLC Limited
事業の内容 生命保険事業

ロ 企業結合の時期

関連当局による認可等を前提に、2025年7-12月までの完了を予定。
当取引は、レゾリューションライフの完全子会社化の翌営業日での実行を予定。

ハ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

ニ 議決権比率に関する事項

取得日直前に所有している議決権比率	80%
企業結合日に追加取得する議決権比率	20%
取得後の議決権比率	100%

ホ 支払資金の調達方法

自己資金

②追加取得する子会社株式の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 約5億米ドル(約500億円)

(豪州レゾリューションとMLCの経営統合)

MLC株式の追加取得完了後、当社が保有するMLCの全株式を、レゾリューションライフ傘下の豪州事業持株会社であるResolution Life NOHC Pty Ltd. (以下「豪州持株会社」という)に現物出資し、その対価として、豪州持株会社が発行する新株を引き受けます。

当取引により、当社は、豪州持株会社の議決権の51%を直接保有(レゾリューションライフを通じて49%を間接的に保有)し、豪州レゾリューションに加えてMLCを同持株会社の傘下に有する構造となります。

①企業結合の概要

イ 結合当事企業の名称および事業の内容

結合当事企業の名称	Resolution Life NOHC Pty Ltd.
事業の内容	保険持株会社(既契約受託事業)
結合当事企業の名称	MLC Limited
事業の内容	生命保険事業

ロ 企業結合の時期

関連当局による認可等を前提に、2025年7-12月までの完了を予定。
当取引は、レゾリューションライフの完全子会社化の翌営業日での実行を予定。

37. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位:百万円)

事業費	771
-----	-----

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位:百万円)

新株予約権戻入益	4
----------	---

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
付与対象者の 区分および人数	代表取締役 1名 従業員 84名	代表取締役 1名 従業員 137名	代表取締役 1名 従業員 157名	代表取締役 1名 従業員 156名	代表取締役 1名 従業員 31名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 4,944,246株	普通株式 4,598,135株	普通株式 11,190,705株	普通株式 18,081,008株	普通株式 469,772株
付与日	2017年8月8日	2018年4月25日	2019年4月29日	2019年8月1日	2020年6月10日
権利確定条件	付与後毎年25%毎 に権利確定(*2)	付与後毎年25%毎 に権利確定	付与後毎年25%毎 に権利確定	付与後毎年25%毎 に権利確定	付与後毎年25%毎 に権利確定
対象勤務期間	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自2018年8月8日 至2024年8月7日	自2019年4月25日 至2025年4月24日	自2020年4月29日 至2026年4月28日	自2020年8月1日 至2026年7月31日	自2021年6月10日 至2027年6月9日

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2019年第3回 新株予約権	2019年第4回 新株予約権	2023年第1回 新株予約権	2023年第1回 PSU新株予約権
付与対象者の 区分および人数	従業員 203名	従業員 1名	代表取締役 1名 従業員 184名	従業員 184名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 5,430,538株	普通株式 77,065株	普通株式 2,877,566株	普通株式 753,350株
付与日	2021年7月19日	2021年8月7日	2024年4月24日	2024年4月24日
権利確定条件	付与後毎年25%毎 に権利確定	付与後毎年25%毎 に権利確定	付与後毎年25%毎 に権利確定	付与後毎年25%毎 に権利確定
対象勤務期間	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2022年7月19日 至 2028年7月18日	自 2022年8月7日 至 2028年8月6日	自 2025年4月24日 至 2031年4月23日	自 2025年4月24日 至 2031年4月23日

(*1)株式数に換算して記載しております。

(*2)代表取締役が付与されたストック・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ スtock・オプションの数

(単位:株)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	-	-	-	-	92,448
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	1,831
権利確定	-	-	-	-	90,617
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後					
前連結会計年度末	266,720	1,231,996	3,221,111	11,471,812	221,501
権利確定	-	-	-	-	90,617
権利行使	266,720	1,228,616	1,128,985	781,343	71,059
失効	-	-	-	-	2,655
未行使残	-	3,380	2,092,126	10,690,469	238,404

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2019年第3回 新株予約権	2019年第4回 新株予約権	2023年第1回 新株予約権	2023年第1回 PSU新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末	2,111,222	38,533	-	-
付与	-	-	2,877,566	753,350
失効	179,496	-	72,987	32,298
権利確定	990,257	19,266	-	-
未確定残	941,469	19,267	2,804,579	721,052
権利確定後				
前連結会計年度末	1,800,968	38,532	-	-
権利確定	990,257	19,266	-	-
権利行使	610,881	42,532	-	-
失効	25,123	-	-	-
未行使残	2,155,221	15,266	-	-

ロ 単価情報

(単位:ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60
行使時平均株価	414.18	478.96	433.56	434.16	509.54
付与日における 公正な評価単価	10.82	45.71	38.94	43.06	65.51

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2019年第3回 新株予約権	2019年第4回 新株予約権	2023年第1回 新株予約権	2023年第1回 PSU新株予約権
権利行使価格	372.71	389.28	499.76	10
行使時平均株価	563.85	648.61	-	-
付与日における 公正な評価単価	85.73	78.29	171.16	503.92

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

ロ 主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
株価変動性(*1)	13.92%~20.81%	14.31%	16.66%	16.46%	16.17%
予想残存期間(*2)	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年
予想配当率(*3)	3.09%	3.95%	2.97%	3.22%	1.98%
無リスク利率(*4)	6.20%~6.34%	7.06%~7.15%	6.32%~6.55%	6.22%~6.45%	4.37%~4.88%

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2019年第3回 新株予約権	2019年第4回 新株予約権	2023年第1回 新株予約権	2023年第1回 PSU新株予約権
株価変動性(*1)	12.92%	12.92%	18.49%	18.49%
予想残存期間(*2)	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年
予想配当率(*3)	2.54%	2.01%	2.82%	2.82%
無リスク利率(*4)	5.49%~5.99%	5.48%~5.98%	7.08%~7.09%	7.08%~7.09%

(*1)インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2)権利付日後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3)過去の配当実績によっております。

(*4)残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、従来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

38. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は3,270,712百万円であります。
39. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は146,141百万円であります。
40. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は186,728百万円であります。
41. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。
- (1) 採用している退職給付制度の概要
- 当社は、総合基幹職・営業総合基幹職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
- 営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。
- 一部の連結される子会社および子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付債務	665,721 百万円
ロ	勤務費用	28,267 百万円
ハ	利息費用	4,130 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期発生額	△83,049 百万円
ホ	退職給付の支払額	△41,684 百万円
ヘ	過去勤務費用の当期発生額	△3,212 百万円
ト	連結範囲の変動による増加額	8,156 百万円
チ	その他	△18 百万円
リ	期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト+チ)	578,412 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における年金資産	247,843 百万円
ロ	期待運用収益	3,156 百万円
ハ	数理計算上の差異の当期発生額	△3,677 百万円
ニ	事業主からの拠出額	5,666 百万円
ホ	退職給付の支払額	△14,325 百万円
ヘ	その他	△27 百万円
ト	期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	238,636 百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付に係る負債	829 百万円
ロ	退職給付費用	98 百万円
ハ	退職給付の支払額	△88 百万円
ニ	期末における退職給付に係る負債(イ+ロ+ハ)	839 百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	162,381 百万円
ロ	年金資産	△238,636 百万円
		△76,254 百万円
ハ	非積立型制度の退職給付債務	416,870 百万円
ニ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	340,615 百万円
ホ	退職給付に係る負債	342,085 百万円
ヘ	退職給付に係る資産	△1,469 百万円
ト	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	340,615 百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ	勤務費用	28,267 百万円
ロ	利息費用	4,130 百万円
ハ	期待運用収益	△3,156 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期の費用処理額	805 百万円
ホ	過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,348 百万円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	98 百万円
ト	その他	61 百万円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	28,958 百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 数理計算上の差異	80,051 百万円
ロ 過去勤務費用	1,863 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	81,914 百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 未認識数理計算上の差異	△89,054 百万円
ロ 未認識過去勤務費用	△3,181 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	△92,235 百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	63.17%
ロ 国内債券	15.22%
ハ 外国証券	11.32%
ニ 国内株式	7.60%
ホ 現金及び預貯金	2.68%
ヘ その他	0.02%
ト 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を設定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%～7.2%
ロ 長期期待運用収益率	1.2%～7.2%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は5,859百万円です。

42. (1) 繰延税金資産の総額は2,733,359百万円であり、繰延税金負債の総額は3,242,853百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は139,632百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,445,601百万円、価格変動準備金515,578百万円および繰延ヘッジ損益422,850百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金3,041,475百万円であります。
- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△18.9%、税率変更による影響△15.2%であります。
- (3) 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)の公布に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率を27.9%から、回収または支払いが見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.9%に変更しております。この変更により、当連結会計年度末における繰延税金負債は30,645百万円、再評価に係る繰延税金負債は3,474百万円、繰延税金資産は968百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金は104,839百万円減少、繰延ヘッジ損益は13,383百万円増加、土地再評価差額金は3,474百万円減少、退職給付に係る調整累計額は871百万円減少しております。また、法人税等調整額は62,651百万円減少しております。

43. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第3条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |
44. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社およびはなさく生命保険株式会社では、修正共同保険式再保険契約を締結しております。
- 大樹生命保険株式会社では、一時私外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時私外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。
- はなさく生命保険株式会社では、医療終身保険等を対象に修正共同保険式再保険を締結しております。修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約に基づき、元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって、償却しております。
- 再保険貸、再保険借および責任準備金の当連結会計年度末残高には、下記の金額が含まれております。
- | | |
|--|---------------|
| ①再保険貸 | 224,252百万円 |
| (ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社) | |
| 修正共同保険式再保険に係る再保険貸 | 194,411百万円 |
| 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料 | 194,411百万円 |
| (はなさく生命保険株式会社) | |
| 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料 | 26,518百万円 |
| ②再保険借 | 17,731百万円 |
| (大樹生命保険株式会社) | |
| 修正共同保険式再保険に係る再保険借 | 7,699百万円 |
| ③責任準備金 | 73,897,294百万円 |
| (大樹生命保険株式会社) | |
| 修正共同保険式再保険に係る責任準備金 | 1,387,349百万円 |
| (ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社) | |
| 修正共同保険式再保険に係る責任準備金 | 1,528,807百万円 |
| (はなさく生命保険株式会社) | |
| 修正共同保険式再保険に係る責任準備金 | 5,187百万円 |

(5) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
	金額	金額
経常収益	12,008,823	11,003,573
保険料等収入	8,598,316	7,861,341
資産運用益	3,119,937	2,614,011
利息及び配当金等収入	1,875,713	2,158,973
有価証券売却益	44,496	30,745
有価証券償還益	397,306	423,073
有価証券替差益	66	4
その他運用収益	632,478	-
特別勘定資産運用益	872	1,214
その他経常収益	169,002	-
その他	290,569	528,220
経常費用	11,427,426	10,498,813
保険料等支払	6,623,108	6,819,176
年金支払	1,266,814	1,255,232
給付返戻	1,044,853	1,074,335
解約返戻金	941,269	1,018,860
その他返戻金	1,619,059	1,643,240
再保料	352,037	338,282
その他保険料	1,158,376	1,235,223
その他保険等支払	240,696	254,002
責任準備金繰入額	2,699,398	1,065,931
責任準備金繰入額	7,049	4,967
社員配当金積立利息繰入額	2,671,366	1,040,307
契約者配当金積立利息繰入額	20,975	20,648
資産運用費用	7	6
支払利息	944,029	1,190,383
有価証券売却損	49,679	71,503
有価証券償還損	292,591	539,603
有価証券評価損	7,340	2,516
有価証券償還	55	715
金融派生商品費用	507,070	254,323
為替差損	-	212,852
貸倒引当金繰入額	825	391
貸用不動産等減価償却費用	22,263	23,552
その他運用費用	64,203	69,269
特別勘定資産運用損	-	15,656
その他経常費用	789,959	1,044,815
その他	370,931	378,506
経常利益	581,396	504,760
特別利益	5,574	12,980
固定資産等処分益	5,555	12,976
新株予約権戻入	18	4
特別損失	69,993	74,348
固定資産等処分損失	8,747	5,924
減損損失	10,096	10,696
価格変動準備金繰入額	48,113	55,018
不動産圧縮損	36	28
社会福祉事業助成金	3,000	2,633
その他特別損失	-	47
契約者配当金繰入額	11,805	11,901
税金等調整及び法人税等調整額	505,171	431,490
法人税等調整額	52,632	136,432
法人税等調整額	43,737	△ 144,357
法人税等調整額	96,369	△ 7,924
当期純利益	408,801	439,415
非支配株主に帰属する当期純利益	△ 3,683	3,943
親会社に帰属する当期純利益	412,485	435,471

(連結損益計算書の注記)

1. 当連結会計年度における主な経常収益および経常費用の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

経常収益科目		経常費用科目	
保険料等収入	7,861,341	保険金等支払金	6,819,176
保険料	6,771,409	保険金	1,255,232
再保険収入	1,089,932	年金	1,074,335
		給付金	1,018,860
		解約返戻金	1,643,240
		その他返戻金	338,282
		再保険料	1,235,223
		その他保険金等支払金	254,002

当社の連結子会社であるMLC Limitedは、Australian Accounting Standards Boardsが公表する会計基準「保険契約」を適用しております。MLC Limitedの計上する保険収益は、金融庁が公表する「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入を含めて計上しております。

2. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。

- (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
 (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

3. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

イ 不動産等

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

ロ のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)

当社は、のれん等および顧客関連資産については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、株式会社ニッセイライフサポート(以下「ニッセイ・ライフサポート」という)に係るのれんの評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有する株式会社ニチイホールディングス(以下「ニチイホールディングス」という)が実質的な事業活動を行っていることから、ニッセイ・ライフサポートとニチイホールディングスを一つの資産グループとしております。

また、PT Sequisに係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有するPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeが実質的な事業活動を行っていることから、PT SequisとPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeを一つの資産グループとしております。

②減損の兆候の識別

イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

ロ のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

- (i) 当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが2期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合
 (ii) 事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額的大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

(前) 経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においては Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額、PT Sequis に係るのれん相当額および、TCW Group, Inc. に係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。

また、ニッセイ・ライフサポートに係るのれんおよび顧客関連資産については、資金上昇等の外部環境の変化やIT投資等を踏まえたニチホールディングスの事業計画を考慮し減損の兆候判定を行っております。検討の結果、ニッセイ・ライフサポートに係るのれんおよび顧客関連資産は、減損の兆候はないと判断しております。

③減損損失の認識および測定

イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0～3.3%で割引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

ロ のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社に関する減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額(Embedded Value(以下「EV」という))と新契約価値の合計)を使用する場合があります。EVとは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値やM&Aにおける買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社である Reliance Nippon Life Insurance Company Limited および PT Sequis に係る企業価値評価額の算定に用いる EV は TEV を使用しております。TEVとは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価する EV の計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV 算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

PT Sequis に係るのれん相当額は、修正純資産に保有契約から生じる将来の税引後利益(割引前保有契約価値)および将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益(割引前新契約価値)を加え算定した割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

The TCW Group, Inc. に係るのれん相当額は、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	建物等	合計
営業用不動産等	-	578	578
賃貸用不動産等	676	4,374	5,051
遊休不動産等	3,766	1,299	5,066
合計	4,443	6,252	10,696

4. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社およびはななく生命保険株式会社では、修正共同保険式再保険契約を締結しております。

これらの再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余が101,040百万円増加しております。

①大樹生命保険株式会社

一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

イ 再保険収入

当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金増損相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上し、保険料等収入に表示しております。

ロ 再保険料

当該再保険契約に係る再保険収入が負債となる場合は、再保険料として計上し、保険金等支払金に表示しております。

②ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

イ 再保険収入

再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。また、出再保険受入手数料、責任準備金に対応する部分について、再保険協約に規定している対象期間および出再割合に応じて計上しております。

ロ 再保険料

再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。

③はななく生命保険株式会社

医療終身保険等を対象に修正共同保険式再保険を締結しております。

イ 再保険収入

再保険協約に基づき、元受保険契約の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。

ロ 再保険料

再保険協約に基づき、再保険契約の対象となる元受保険契約の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。

再保険収入および再保険料には、下記の金額が含まれております。

④再保険収入	1,089,932 百万円
(大樹生命保険株式会社)	
修正共同保険式再保険に係る再保険収入	236,705 百万円
出再責任準備金調整額	
(市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(または取崩相当額)を除く)	135,205 百万円
市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(△は取崩相当額)	910 百万円
(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)	
修正共同保険式再保険に係る再保険収入	754,080 百万円
出再保険受入手数料	3,113 百万円
責任準備金に対応する部分の増加額	672,236 百万円
標準責任準備金制度に関する追加積立相当の増加額	83,388 百万円
平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額	79,734 百万円
(はなさく生命保険株式会社)	
平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額	26,928 百万円
⑤再保険料	1,235,223 百万円
(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)	
修正共同保険式再保険に係る再保険料	672,375 百万円
(はなさく生命保険株式会社)	
平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額	8,798 百万円

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
	金額	金額
当期純剰余	408,801	439,415
その他の包括利益	3,264,445	△1,976,694
その他有価証券評価差額金	4,043,936	△1,822,522
繰延ヘッジ損益	△765,493	△229,528
土地再評価差額金	—	△3,474
為替換算調整勘定	39,641	7,853
退職給付に係る調整額	13,828	58,263
持分法適用会社に対する持分相当額	32,533	12,713
包括利益	3,773,247	△1,537,279
親会社に係る包括利益	3,746,824	△1,536,964
非支配株主に係る包括利益	26,422	△315

(連結包括利益計算書の注記)

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

(単位:百万円)

その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	△2,079,851	
組替調整額	△299,974	△2,379,826
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	△471,162	
組替調整額	134,435	△336,727
為替換算調整勘定:		
当期発生額	7,853	
組替調整額	—	7,853
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	82,642	
組替調整額	△608	82,034
持分法適用会社に対する持分相当額:		
当期発生額	12,824	
組替調整額	△111	12,713
法人税等及び税効果調整前合計		△2,613,951
法人税等及び税効果額		637,257
その他の包括利益合計		△1,976,694

(2) その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額

(単位:百万円)

	法人税等及び 税効果調整前	法人税等及び 税効果額	法人税等及び 税効果調整後
その他有価証券評価差額金	△2,379,826	557,303	△1,822,522
繰延ヘッジ損益	△336,727	107,198	△229,528
土地再評価差額金	—	△3,474	△3,474
為替換算調整勘定	7,853	—	7,853
退職給付に係る調整額	82,034	△23,770	58,263
持分法適用会社に対する持分相当額	12,713	—	12,713
その他の包括利益合計	△2,613,951	637,257	△1,976,694

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書

科目	(単位：百万円)	
	2023年度 金額	2024年度 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益(△は損失)	505,171	431,490
貸貸用不動産等減価償却費	22,263	23,552
減価償却費	69,823	74,897
減損損失	10,096	10,096
のれん償却額	5,206	13,257
支払備金の増減額(△は減少)	7,803	5,430
責任準備金の増減額(△は減少)	2,665,719	1,035,283
社員配当準備金積立利息繰入額	20,975	20,648
契約者配当準備金積立利息繰入額	7	6
契約者配当準備金繰入額	11,805	11,901
貸倒引当金の増減額(△は減少)	717	288
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△14	1
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1,256	△4,225
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△205	△70
価格変動準備金の増減額(△は減少)	48,113	55,018
利息及び配当金等収入	△1,875,713	△2,158,973
有価証券関係損益(△は益)	△97,385	119,757
保険約款貸付関係損益(△は益)	85,600	88,975
金融派生商品関係損益(△は益)	507,070	254,323
支払利息	49,679	71,503
為替差損益(△は益)	△632,809	213,513
有形固定資産関係損益(△は益)	4,687	△6,482
持分法による投資損益(△は益)	△14,193	△1,945
特別勘定資産運用損益(△は益)	△169,002	15,656
再保険貸の増減額(△は増加)	△121,147	△98,827
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△85,043	17,143
再保険借の増減額(△は減少)	6,706	△9,477
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	11,180	△6,805
その他	23,048	△16,273
小計	1,061,417	160,364
利息及び配当金等の受取額	1,818,296	2,074,257
利息の支払額	△47,639	△99,591
社員配当金の支払額	△170,284	△182,811
契約者配当金の支払額	△16,382	△14,644
その他	3,317	△18,207
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	51,938	△198,569
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,700,662	1,750,797
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	△4,145	5,880
買入金銭債権の取得による支出	△35,731	△12,256
買入金銭債権の売却・償還による収入	34,365	70,306
有価証券の取得による支出	△10,039,454	△10,263,193
有価証券の売却・償還による収入	7,755,469	8,895,185
貸付けによる支出	△1,795,398	△1,438,372
貸付金の回収による収入	1,579,215	1,537,748
金融派生商品の決済による収支(純額)	△1,091,597	△161,068
売却先勘定の純増減額(△は減少)	1,001,245	△248,785
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	△17,403	△9,948
その他	△174,320	△168,607
資産運用活動計	△2,788,755	△1,793,110
(営業活動及び資産運用活動計)	(△88,092)	(△42,312)
有形固定資産の取得による支出	△113,393	△83,287
有形固定資産の売却による収入	25,207	26,681
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	△188,025
その他	△56,276	△59,756
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,933,217	△2,097,499
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	173,135	143,484
借入金の返済による支出	△82,910	△64,339
社債の発行による収入	137,454	280,372
社債の償還による支出	—	△242,550
基金の償却による支出	—	△50,000
基金利息の支払額	△265	△265
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	△845
その他	△1,403	△26,586
財務活動によるキャッシュ・フロー	225,010	39,270
現金及び現金同等物に係る換算差額	22,099	△11,106
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	15,654	△318,637
現金及び現金同等物期首残高	2,139,794	2,155,349
現金及び現金同等物期末残高	2,155,349	1,836,812

(連結キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

2. 株式の取得により新たに連結される子会社および子法人等となった会社の資産および負債の主な内訳

連結貸借対照表の注記第35項の株式の取得に伴う連結開始時の資産および負債の内訳ならびに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

資産合計	223,482百万円
のれん	210,112百万円
負債合計	△228,430百万円
非支配株主持分	△142百万円
子会社および子法人等の株式の取得価額	205,021百万円
子会社および子法人等の現金及び現金同等物	△18,470百万円
差引:子会社および子法人等の株式取得のための支出	186,551百万円

(7) 連結基金等変動計算書

・2023年度 (単位:百万円)

	基 金 等				
	基金	基金債特 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期末残高	180,000	1,350,000	651	566,733	2,017,384
当期末変動額					
社員配当準備金の積立				△181,910	△181,910
基金利息の支払				△263	△263
親会社に帰属する当期純剰余				412,485	412,485
土地再評価準備金の取崩				△5,297	△5,297
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 基金等以外の項目の 当期変動額(純額)				1,638	1,638
当期末変動額合計	-	-	-	226,651	226,651
当期末残高	180,000	1,350,000	651	793,384	2,244,035

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価変動金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 自然利益 累計額合計			
当期末残高	5,176,583	△375,789	△56,264	52,239	△5,938	4,790,829	1,921	120,492	6,938,628
当期末変動額									
社員配当準備金の積立									△181,910
基金利息の支払									△263
親会社に帰属する当期純剰余									412,485
土地再評価準備金の取崩									△5,297
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 基金等以外の項目の 当期変動額(純額)									1,638
当期末変動額合計	4,047,348	△766,669	5,297	65,900	13,717	3,265,288	△411	24,062	3,389,275
当期末残高	9,223,931	△1,142,459	△50,967	118,139	7,774	8,156,418	1,509	144,554	10,346,518

・2024年度 (単位:百万円)

	基 金 等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期末残高	190,000	1,350,000	651	793,384	2,344,035
当期末変動額					
社員配当準備金の積立				△264,517	△264,517
基金償却積立金の積立		50,000		△70,000	-
基金利息の支払				△265	△265
親会社に帰属する当期純剰余				435,471	435,471
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				2,114	2,114
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動				623	623
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期末変動額合計	△50,000	50,000	-	123,429	123,429
当期末残高	50,000	1,400,000	651	916,813	2,367,465

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期末残高	9,223,931	△1,142,459	△56,967	118,139	7,774	8,156,418	1,509	144,554	10,546,518
当期末変動額									
社員配当準備金の積立									△264,517
基金償却積立金の積立									-
基金利息の支払									△265
親会社に帰属する当期純剰余									435,471
基金の償却									△50,000
土地再評価差額金の取崩									2,114
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									623
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,836,922	△230,040	△5,588	39,723	58,278	△1,974,550	353	△5,386	△1,979,380
当期末変動額合計	△1,836,922	△230,040	△5,588	39,723	58,278	△1,974,550	353	△5,386	△1,856,153
当期末残高	7,387,009	△1,372,500	△56,555	157,862	66,053	6,181,868	1,863	139,168	8,696,365

(連結基金等変動計算書の注記)

1. 新株予約権等に関する事項

(単位:百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	1,863

(8) 保険業法に基づく債権の状況（連結）

（単位：百万円、％）

区分	2023年度末	2024年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,572	9,301
危険債権	17,718	12,681
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	1,604	1,166
小計 （対合計比）	28,895 (0.25)	23,149 (0.21)
正常債権	11,368,762	11,130,170
合計	11,397,657	11,153,320

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に定めた債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。（注1に掲げる債権を除く。）

3. 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。（注1および2に掲げる債権を除く。）

4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。（注1から3に掲げる債権を除く。）

5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○保険業法に基づく債権に対する補足説明

- ・ 本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払準備見込、金融機関保証付私郡債です。
- ・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2023年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権等104百万円、2024年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権等2,961百万円です。

(9) 連結ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	22,536,034	18,146,088
基金・諸準備金等	6,251,249	5,100,241
基金等	1,997,150	1,852,115
価格変動準備金	1,732,830	1,787,849
危険準備金	2,263,258	1,167,001
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	5,015	3,404
その他	252,993	269,871
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×96%	10,340,828	8,032,152
土地の含み損益×85%	701,888	762,609
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	10,724	92,657
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,844,977	4,089,993
負債性資本調達手段等	2,527,319	2,640,141
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	△1,828,628
控除項目	△345,603	△1,019,121
その他	204,650	276,041
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2 + R_3^2 + R_4 + R_5)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$ (B)	4,394,139	4,060,229
保険リスク相当額 R_1	188,389	183,013
一般保険リスク相当額 R_3	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_4	102,987	104,154
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_5	0	8
予定利率リスク相当額 R_2	355,452	268,066
最低保証リスク相当額 R_7	8,090	8,010
資産運用リスク相当額 R_3	3,929,039	3,708,383
経営管理リスク相当額 R_4	91,679	85,432
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,025.7%
		889.4%

(注1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
 2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(10)セグメント情報

2023年度、2024年度において、当社ならびに連結される子会社および子法人等は、国内外において保険業および保険関連事業（資産運用関連事業、総務関連事業等を含む）を営んでいますが、その他報告すべき重要なセグメントがないため、セグメント情報および関連情報の記載を省略しています。

Ⅱ. 2024年度決算（案） 補足資料

1. 一般勘定

(1) 商品有価証券関係	・・・1
① 商品有価証券明細表	・・・1
② 商品有価証券売買高	・・・1
(2) 有価証券関係	・・・1
① 有価証券明細表	・・・1
② 有価証券残存期間別残高	・・・2
③ 地域別地方債保有内訳	・・・2
④ 公社債および外国公社債格付別内訳	・・・3
⑤ 株式業種別内訳	・・・3
(3) 貸付金関係	・・・4
① 貸付金明細表	・・・4
② 貸付金企業規模別内訳	・・・4
③ 貸付金業種別内訳	・・・5
④ 貸付金担保別内訳	・・・6
⑤ 貸付金地域別内訳	・・・6
⑥ 一般貸付金残存期間別残高	・・・6
(4) 海外投融資関係	・・・7
① 資産別明細	・・・7
② 外貨建資産の通貨別構成	・・・8
③ 海外投融資の地域別構成	・・・8
(5) デリバティブ取引の状況	・・・9

2. 個人変額保険特別勘定

(1) 売買目的有価証券の評価損益	・・・14
(2) デリバティブ取引の状況	・・・14

3. 会社計

(1) 資産構成	・・・15
(2) 売買目的有価証券の評価損益	・・・15
(3) 有価証券の時価情報	・・・16
(4) 金銭の信託の時価情報	・・・17
(5) デリバティブ取引の状況	・・・18

日本生命保険相互会社

1. 一般勘定

(1) 商品有価証券関係

①商品有価証券明細表

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

②商品有価証券売買高

2023年度、2024年度に該当はありません。

(2) 有価証券関係

①有価証券明細表

(単位:億円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	305,711	43.6	305,176	44.7
国債	278,636	39.8	280,994	41.2
地方債	7,935	1.1	7,052	1.0
社債	19,138	2.7	17,129	2.5
(うち公社・公団債)	(5,901)	(0.8)	(4,715)	(0.7)
株式	145,694	20.8	131,910	19.3
外国証券	218,239	31.1	219,769	32.2
公社債	118,261	16.9	110,690	16.2
株式等	99,977	14.3	109,078	16.0
その他の証券	31,284	4.5	25,294	3.7
合計	700,929	100.0	682,149	100.0

②有価証券残存期間別残高

(単位:億円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計	
2023年度末	有価証券	13,002	36,100	45,496	40,455	49,382	516,492	700,929
	国債	6,591	16,869	14,778	16,114	12,192	212,090	278,636
	地方債	128	736	504	1,078	1,377	4,110	7,935
	社債	927	2,170	3,095	2,500	3,343	7,102	19,138
	株式						145,694	145,694
	外国証券	3,927	12,496	17,975	18,504	24,348	140,987	218,239
	公社債	3,064	12,006	17,244	16,895	20,295	48,754	118,261
	株式等	863	489	730	1,608	4,052	92,233	99,977
	その他の証券	1,428	3,828	9,142	2,258	8,120	6,507	31,284
	買入金銭債権	80	-	67	66	180	793	1,187
	譲渡性預金	439	-	-	-	-	-	439
合計	13,523	36,100	45,564	40,521	49,562	517,286	702,557	
2024年度末	有価証券	15,998	37,757	44,210	27,853	45,308	511,021	682,149
	国債	7,574	16,163	17,871	9,636	10,561	219,188	290,994
	地方債	241	584	1,245	782	1,483	2,714	7,052
	社債	894	2,410	3,827	1,789	3,308	4,898	17,129
	株式						131,910	131,910
	外国証券	5,840	13,846	18,931	13,952	22,590	144,605	219,769
	公社債	4,841	13,291	17,656	10,812	19,145	44,942	110,690
	株式等	999	555	1,274	3,140	3,445	99,663	109,078
	その他の証券	1,446	4,753	2,334	1,691	7,364	7,703	25,294
	買入金銭債権	99	-	67	28	82	729	1,007
	譲渡性預金	439	-	-	-	-	-	439
合計	16,538	37,757	44,277	27,881	45,391	511,750	683,597	

③地域別地方債保有内訳

(単位:億円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	59	0.7	22	0.3
東北	5	0.1	5	0.1
関東	4,294	54.1	3,860	54.7
中部	1,523	19.2	1,384	19.6
近畿	695	8.8	600	8.5
中国	187	2.4	94	1.3
四国	-	-	-	-
九州	1,025	12.9	908	12.9
その他	144	1.8	175	2.5
合計	7,935	100.0	7,052	100.0

(注) 上記「その他」は共同発行市場公募地方債です。

④公社債および外国公社債格付別内訳

(単位:億円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
AAA	5,313	3.7	4,559	3.4
AA	55,177	38.0	50,556	37.5
A	41,528	28.6	39,351	29.2
BBB	40,943	28.2	38,402	28.5
BB以下	147	0.1	33	0.0
格付なし	2,226	1.5	1,970	1.5
合計	145,336	100.0	134,872	100.0

(注) 1. 上記公社債残高は日本国債の残高を除いています。(2023年度末: 27兆8,636億円、2024年度末: 28兆994億円)
2. 上記は外部の格付業者の格付けに基づき作成しています。

⑤株式業種別内訳

(単位:億円、%)

区分	2023年度末		2024年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	43	0.0	44	0.0	
鉱業	24	0.0	81	0.1	
建設業	2,257	1.5	2,378	1.8	
製造業	食料品	4,029	2.8	4,009	3.0
	繊維製品	1,088	0.7	1,205	0.9
	パルプ・紙	256	0.2	236	0.2
	化学	12,148	8.3	9,590	7.3
	医薬品	8,085	5.5	6,755	5.1
	石油・石炭製品	233	0.2	227	0.2
	ゴム製品	985	0.7	894	0.7
	ガラス・土石製品	1,087	0.7	927	0.7
	鉄鋼	1,473	1.0	1,236	0.9
	非鉄金属	977	0.7	1,036	0.8
	金属製品	453	0.3	490	0.4
	機械	7,241	5.0	6,261	4.7
	電気機器	15,208	10.4	14,138	10.7
	輸送用機器	31,453	21.6	21,965	16.7
精密機器	1,349	0.9	1,473	1.1	
その他製品	1,794	1.2	2,332	1.8	
電気・ガス業	4,042	2.8	3,803	2.9	
運輸・情報通信業	陸運業	5,329	3.7	4,331	3.3
	海運業	386	0.3	400	0.3
	空運業	101	0.1	87	0.1
	倉庫・運輸関連業	122	0.1	142	0.1
	情報・通信業	7,918	5.4	7,421	5.6
商業	卸売業	8,704	6.0	7,875	6.0
	小売業	4,130	2.8	3,830	2.9
金融・保険業	銀行業	6,766	4.6	8,246	6.3
	証券・商品先物取引業	955	0.7	872	0.7
	保険業	12,238	8.4	12,982	9.8
	その他金融業	826	0.6	739	0.6
不動産業	728	0.5	692	0.5	
サービス業	3,250	2.2	5,196	3.9	
合計	145,694	100.0	131,910	100.0	

(3) 貸付金関係

①貸付金明細表

(単位：億円)

区分	2023年度末	2024年度末
保険約款貸付	4,229	4,029
保険料振替貸付	236	212
契約者貸付	3,992	3,817
一般貸付	76,253	74,630
企業貸付	57,834	57,661
国内	47,706	46,823
海外	10,128	10,837
国・国際機関・政府関係機関・ 公共団体・公企業貸付	4,689	4,061
国内	4,616	4,007
海外	72	54
住宅ローン	9,096	9,069
消費者ローン	3,858	3,761
その他	774	76
合 計	80,482	78,660
非居住者貸付	10,200	10,892

②貸付金企業規模別内訳

(単位：件、億円、%)

区分		2023年度末		2024年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	640	39.3	607	39.1
	金額	40,164	84.2	39,772	84.9
中堅企業	貸付先数	160	9.8	160	10.3
	金額	425	0.9	416	0.9
中小企業	貸付先数	828	50.9	785	50.6
	金額	7,116	14.9	6,634	14.2
国内企業計	貸付先数	1,628	100.0	1,552	100.0
	金額	47,706	100.0	46,823	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く 企業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	常用する 従業員 300名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 50名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 100名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 100名超	資本金 10億円以上
中堅企業	かつ	資本金 3億円超 10億円未満	かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100名以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100名以下	

③貸付金業種別内訳

(単位：億円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
製造業	9,012	11.8	8,604	11.5
食料	690	0.9	742	1.0
繊維	234	0.3	231	0.3
木材・木製品	17	0.0	8	0.0
パルプ・紙	555	0.7	542	0.7
印刷	308	0.4	275	0.4
化学	2,027	2.7	1,904	2.6
石油・石炭	924	1.2	895	1.2
窯業・土石	416	0.5	386	0.5
鉄鋼	787	1.0	725	1.0
非鉄金属	151	0.2	153	0.2
金属製品	96	0.1	89	0.1
はん用・生産用・業務用機械	834	1.1	720	1.0
電気機械	665	0.9	660	0.9
輸送用機械	986	1.3	966	1.3
その他の製造業	317	0.4	302	0.4
国内向け				
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.0	2	0.0
建設業	519	0.7	513	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	13,119	17.2	12,725	17.1
情報通信業	1,249	1.6	1,208	1.6
運輸業、郵便業	6,087	8.0	5,572	7.5
卸売業	7,154	9.4	6,844	9.2
小売業	504	0.7	522	0.7
金融業、保険業	5,388	7.1	5,510	7.4
不動産業	5,934	7.8	5,737	7.7
物品賃貸業	2,862	3.8	2,685	3.6
学術研究、専門・技術サービス業	45	0.1	48	0.1
宿泊業	0	0.0	2	0.0
飲食業	19	0.0	24	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	33	0.0	34	0.0
教育、学習支援業	22	0.0	20	0.0
医療、福祉	7	0.0	7	0.0
その他のサービス	154	0.2	150	0.2
地方公共団体	973	1.3	690	0.9
個人（住宅・消費・納税資金等）	12,954	17.0	12,830	17.2
合 計	66,052	86.6	63,738	85.4
海外向け				
政府等	—	—	—	—
金融機関	2,082	2.7	2,150	2.9
商工業（等）	8,118	10.6	8,742	11.7
合 計	10,200	13.4	10,892	14.6
総 合 計	76,253	100.0	74,630	100.0

④貸付金担保別内訳

(単位：億円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	164	0.2	153	0.2
有価証券担保貸付	38	0.1	34	0.0
不動産・動産・財団担保貸付	123	0.2	119	0.2
指名債権担保貸付	2	0.0	-	-
保証貸付	1,029	1.3	898	1.2
信用貸付	62,104	81.4	60,748	81.4
その他	12,954	17.0	12,830	17.2
一般貸付計	76,253	100.0	74,630	100.0
うち劣後特約付貸付	1,426	1.9	1,826	2.4

⑤貸付金地域別内訳

(単位：億円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	1,161	2.4	1,070	2.3
東北	1,410	3.0	1,219	2.6
関東	31,928	66.9	31,936	68.2
中部	3,598	7.5	3,560	7.6
近畿	6,528	13.7	6,036	12.9
中国	952	2.0	921	2.0
四国	751	1.6	729	1.6
九州	1,374	2.9	1,349	2.9
合計	47,706	100.0	46,823	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保銀的款貸付等は含んでいません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

⑥一般貸付金残存期間別残高

(単位：億円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計	
	2023年度末	固定金利	8,807	10,487	8,146	7,269	8,392	19,087
変動金利		1,080	2,484	2,506	2,137	2,205	3,648	14,062
一般貸付計		9,887	12,972	10,652	9,406	10,597	22,736	76,253
2024年度末	固定金利	8,167	10,582	7,915	7,398	8,289	17,786	60,140
	変動金利	1,633	3,322	2,415	1,711	2,324	3,082	14,490
	一般貸付計	9,800	13,905	10,331	9,110	10,613	20,869	74,630

(4) 海外投融資関係

①資産別明細

・外貨建資産

(単位:億円,%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	116,203	48.0	108,513	44.2
株式	10,283	4.2	17,218	7.0
現預金・その他	84,414	34.9	89,920	36.7
小計	210,901	87.1	215,651	87.9

・円貨額が確定した外貨建資産

(単位:億円,%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	2,563	1.1	2,473	1.0
小計	2,563	1.1	2,473	1.0

・円貨建資産

(単位:億円,%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	245	0.1	233	0.1
公社債(円建外債)・その他	28,427	11.7	26,887	11.0
小計	28,672	11.8	27,120	11.1

・合計

(単位:億円,%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	242,137	100.0	245,245	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としてしているものです。

②外貨建資産の通貨別構成

(単位:億円,%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	148,730	70.5	155,873	72.3
ユーロ	39,751	18.8	38,234	17.7
イギリスポンド	12,741	6.0	11,247	5.2
オーストラリアドル	5,449	2.6	6,259	2.9
インドルピー	2,084	1.0	2,084	1.0
カナダドル	467	0.2	571	0.3
その他	1,677	0.8	1,382	0.6
合計	210,901	100.0	215,651	100.0

(注) 内訳は、2024年度末における残高上位8通貨を表示しています。

③海外投融資の地域別構成

(単位:億円,%)

区分	外国証券						非居住者貸付		
	金額		占率		金額		占率		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
2023年度末	北米	85,075	39.0	73,684	62.3	11,391	11.4	1,806	17.7
	ヨーロッパ	43,075	19.7	33,820	28.6	9,254	9.3	5,867	57.5
	オセアニア	4,738	2.2	2,875	2.4	1,863	1.9	1,988	19.5
	アジア	7,081	3.2	3,894	3.3	3,187	3.2	-	-
	中南米	77,773	35.6	3,491	3.0	74,281	74.3	169	1.7
	中東	77	0.0	77	0.1	-	-	368	3.6
	アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-
	国際機関	417	0.2	417	0.4	-	-	-	-
	合計	218,239	100.0	118,261	100.0	99,977	100.0	10,200	100.0
	2024年度末	北米	86,174	39.2	68,764	62.1	17,409	16.0	2,489
ヨーロッパ		40,411	18.4	30,992	28.0	9,419	8.6	5,808	53.3
オセアニア		5,233	2.4	3,369	3.0	1,863	1.7	2,026	18.6
アジア		6,866	3.1	3,685	3.3	3,180	2.9	-	-
中南米		80,469	36.6	3,263	2.9	77,206	70.8	233	2.1
中東		78	0.0	78	0.1	-	-	334	3.1
アフリカ		-	-	-	-	-	-	-	-
国際機関		535	0.2	535	0.5	-	-	-	-
合計		219,769	100.0	110,690	100.0	109,078	100.0	10,892	100.0

(注) 海外投融資のうち、外国証券、非居住者貸付を対象としています。

(5) デリバティブ取引の状況

〔定性的情報〕

(a) 取引の内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連：金利先物取引、金利スワップ取引、スワップション取引等

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引等

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、株券オプション取引、株式先渡取引等

債券関連：債券先物取引、債券先物オプション取引、選択権付債券売買取引等

(b) 取組方針

主として資産または負債に係るリスクをコントロールする目的でデリバティブを活用しています。

(c) 利用目的

主として資産または負債に係るリスクのヘッジを目的として利用しており、その一部についてヘッジ会計を適用しています。

ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部および外貨建株式（予定取引）の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプションによる時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によります。

(d) リスクの内容

当社が行っているデリバティブ取引については、市場リスク（金利・為替・株式等の変動によるリスク）および信用リスク（取引相手が倒産等により契約不履行に陥るリスク）があります。市場リスクについては、デリバティブ取引は主として資産または負債に係るリスクをコントロールすることを目的としていることから、限定的であると認識しています。また、信用リスクについても、国内外の金融商品取引所を通じた取引か、信用度の高い取引先を相手としており、契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

(e) リスク管理体制

デリバティブ取引の目的や種類ごとに必要となる取引限度枠等を規定するとともに、その取引については、事務部門（バックオフィス）が外部証票との照合により内容を確認する等、投融資執行部門（フロントオフィス）に対しての牽制が働く体制としています。また、資産または負債も併せたリスクを定量的に把握・分析し、そのリスク量とともにポジション、損益状況を定期的に「運用リスク管理専門委員会」に報告する体制になっています。

(f) 定量的情報に関する補足説明

ア) 想定元本(契約金額)に関する補足説明

スワップ取引に係る想定元本やオプション取引の契約金額は、金利交換等に係る名目的なものであり、信用リスク量(取引相手先がデフォルトした際に、市場で同じポジションを再構築するための潜在的なコスト)を示すものではありません。

イ) 時価算定に係る補足説明

[先物取引等の市場取引]

期末日の清算値または終値

[株式オプション取引]

主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額

[為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、スワップション取引、株式先渡取引、選択権付債券売買取引]

主に外部情報ベンダーより入手した評価額

ウ) 差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を主として資産または負債に係るリスクのコントロールを行うための補完手段として活用しています。

例えば、為替予約、通貨オプション取引については、主として為替リスクをヘッジするために活用しており、外国債券・外国株式等の外貨建資産全体の損益と合計で見ることがあります。

【定量的情報(一般勘定)】(ヘッジ会計適用・非適用分合算値)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	2023年度末					合計	2024年度末					合計
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	
ヘッジ会計適用分	△3,130	△14,028	△31	—	—	△17,190	△4,553	△14,483	1	—	—	△19,035
ヘッジ会計非適用分	△338	△117	△22	△51	—	△530	△187	163	—	△28	—	△378
合計	△3,468	△14,146	△54	△51	—	△17,721	△4,740	△14,320	1	△28	—	△19,087

(注)1. ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2023年度末:通貨関連△1,020億円、株式関連△3,090億円、債券関連△1,000億円、2024年度末:通貨関連109億円、株式関連1,000億円)
およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

(単位:億円)

区分	種別	2023年度末				2024年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
借債	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	33,006	33,006	△3,130	△3,130	33,006	33,006	△4,553	△4,553
	固定金利支払/変動金利受取	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取/変動金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利支払/変動金利受取	(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—
	買建								
	固定金利受取/変動金利支払	8,330	4,023	7	△338	4,023	1,438	1	△191
	固定金利支払/変動金利受取	(346)	(102)	—	—	(192)	(82)	—	—
その他									
売建	—	—	—	—	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	1,833	—	3	3	
合計				△3,468				△4,740	

(注)1. (1)内には、損益計算書に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡取引およびスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:億円、%)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2023年度末	固定金利受取/変動金利支払スワップ	—	—	—	—	4,206	28,800	33,006
	平均受取固定金利	—	—	—	—	0.33	0.48	0.46
	平均支払変動金利	—	—	—	—	0.12	0.12	0.12
2024年度末	固定金利支払/変動金利受取スワップ	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—
2024年度末	固定金利受取/変動金利支払スワップ	—	—	—	109	7,506	25,409	33,006
	平均受取固定金利	—	—	—	0.44	0.25	0.53	0.46
	平均支払変動金利	—	—	—	0.48	0.53	0.52	0.52
2024年度末	固定金利支払/変動金利受取スワップ	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—

(注) 平均支払変動金利・平均受取変動金利には、利息計算期日を超えていない金利を含んでいません。

3. 通貨関連

(単位:億円)

区分	種類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約								
	売建	86,719	-	△2,590	△2,590	79,174	-	301	301
	米ドル	60,589	-	△1,787	△1,787	52,525	-	522	522
	ユーロ	12,455	-	△376	△376	13,037	-	△274	△274
	買建	36,634	-	1,081	1,081	29,020	-	△101	△101
	米ドル	31,134	-	1,045	1,045	23,227	-	△85	△85
	ユーロ	397	-	0	0	895	-	△3	△3
	通貨オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	2,156	-	15	24
		(-)	(-)	-	-	(40)	(-)	-	-
	米ドル	-	-	-	-	1,597	-	11	17
		(-)	(-)	-	-	(29)	(-)	-	-
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	豪ドル	-	-	-	-	559	-	3	7
		(-)	(-)	-	-	(10)	(-)	-	-
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	米ドル	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	米ドル	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
プット	757	-	0	△5	3,091	-	33	△19	
	(6)	(-)	-	-	(52)	(-)	-	-	
米ドル	757	-	0	△5	2,531	-	25	△16	
	(6)	(-)	-	-	(41)	(-)	-	-	
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	
豪ドル	-	-	-	-	559	-	7	△2	
	(-)	(-)	-	-	(10)	(-)	-	-	
通貨スワップ									
	62,525	60,637	△12,632	△12,632	57,920	54,531	△14,525	△14,525	
米ドル払/円受	42,591	41,805	△8,995	△8,995	40,124	37,793	△10,549	△10,549	
ユーロ払/円受	13,844	13,428	△2,731	△2,731	12,794	11,782	△3,092	△3,092	
合計				△14,146				△14,320	

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡取引およびスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

4. 株式関連

(単位:億円)

区分	種類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
合計	3,181	-	0	△6	-	-	-	-	
	(7)	(-)			(-)	(-)			
店頭	株式先渡契約								
	売建	327	-	△31	△31	278	-	1	1
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	株価指数先渡契約								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	543	249	△6	△6	-	-	-	-
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
買建	-	-	-	-	-	-	-	-	
コール	-	-	-	-	-	-	-	-	
プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	
合計	1,648	-	0	△9	-	-	-	-	
	(9)	(-)			(-)	(-)			
合計				△54				1	

(注) 1. (1)内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引および先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

5. 債券関連

(単位:億円)

区分	種類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	円貨建債券先物								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	外貨建債券先物								
売建	-	-	-	-	8	-	△0	△0	
買建	-	-	-	-	18	-	0	0	
店頭	選択権付債券売買取引								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	926	388	7	△51	314	314	0	△28
プット	(58)	(29)	-	-	(29)	(29)	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(-)	(-)			(-)	(-)			
合計				△54				△28	

(注) 1. (1)内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

6. その他

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

2. 個人変額保険特別勘定

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:億円)

区分	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	994	185	994	△56

(2) デリバティブ取引の状況(個人変額保険特別勘定)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	2023年度末						2024年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計非適用分	-	△1	3	△0	-	1	-	△1	△0	△0	-	△2
合計	-	△1	3	△0	-	1	-	△1	△0	△0	-	△2

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に併記しています。

2. 金利関連

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

3. 通貨関連

(単位:億円)

区分	種類	2023年度末				2024年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益	
店頭	為替予約 売建	179	-	△2	△2	160	-	△2	△2	
		米ドル	76	-	△1	△1	86	-	△1	△1
		ユーロ	35	-	△0	△0	29	-	△0	△0
		ポンド	18	-	△0	△0	10	-	△0	△0
	買建	144	-	0	0	97	-	0	0	
		米ドル	56	-	0	0	37	-	0	0
		ユーロ	28	-	0	0	15	-	△0	△0
		ポンド	17	-	0	0	7	-	0	0
	加ドル	14	-	0	0	5	-	0	0	
		スイスフラン	5	-	△0	△0	10	-	0	0
	合計				△1				△1	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

4. 株式関連

(単位:億円)

区分	種類	2023年度末				2024年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益	
取引所	株価指数先物	16	-	△0	△0	28	-	△0	△0	
		買建	156	-	3	3	52	-	△0	△0
		合計				3				△0

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

5. 債券関連

(単位:億円)

区分	種類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	円貨建債券先物	1	-	△0	△0	13	-	△0	△0
		買建	-	-	-	-	-	-	-
	外貨建債券先物	-	-	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-	-
合計				△0				△0	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

6. その他

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

3. 会社計

(1) 資産構成(会社計)

(単位:億円)

区分	2024年度末	
		うち一般勘定
現金・コールローン	12,728	10,361
買現先勘定	—	—
買入金銭債権	1,007	1,007
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
公社債	308,422	305,176
株式	132,358	131,910
外国証券	221,647	219,769
貸付金	78,660	78,660
不動産	17,388	17,388
資産計	816,154	804,705
うち外貨建資産	218,160	215,651

(2) 売買目的有価証券の評価損益(会社計)

(単位:億円)

区分	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	8,651	693	8,202	△266

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額および当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現金およびコールローンは含んでいません。

(3) 有価証券の時価情報(会社計) (売買目的有価証券以外)

(単位: 億円)

区分	2023年度末					2024年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損	差益			差損		
責任準備金対応債券	275,836	266,231	△9,604	10,579	△20,184	275,180	241,892	△33,287	3,209	△36,497
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子会社・関連会社株式	1,286	4,413	3,127	3,127	-	7,163	10,788	3,624	3,745	△121
その他有価証券	276,501	403,066	126,504	133,420	△6,916	269,751	373,634	103,282	114,548	△11,265
公社債	32,602	32,277	△324	1,147	△1,471	34,475	31,875	△2,599	789	△3,389
株式	40,337	136,116	95,778	96,049	△271	40,836	120,245	79,408	79,927	△518
外国証券	174,158	204,333	30,175	33,933	△3,758	170,594	197,671	27,076	32,016	△4,940
公社債	100,000	116,500	16,500	17,661	△1,160	95,498	109,476	13,978	15,732	△1,754
株式等	74,158	87,833	13,674	16,271	△2,597	75,096	88,195	13,098	16,284	△3,185
その他の証券	28,708	29,586	877	2,286	△1,408	23,198	22,591	△607	1,810	△2,417
買入金銭債権	254	252	△1	4	△6	206	210	4	5	△0
譲渡性預金	440	439	△0	-	△0	440	439	△0	-	△0
合 計	553,624	673,652	120,027	147,128	△27,100	552,096	625,715	73,619	121,503	△47,883
公社債	306,035	295,919	△10,116	11,531	△21,647	307,776	271,820	△35,955	3,909	△39,865
株式	40,337	136,116	95,778	96,049	△271	40,836	120,245	79,408	79,927	△518
外国証券	176,903	210,386	33,482	37,241	△3,758	178,833	209,617	30,784	35,846	△5,062
公社債	101,468	118,150	16,682	17,843	△1,160	96,582	110,645	14,063	15,819	△1,755
株式等	75,435	92,235	16,799	19,397	△2,597	82,250	98,971	16,720	20,027	△3,306
その他の証券	28,718	29,598	880	2,288	△1,408	23,208	22,603	△604	1,812	△2,417
買入金銭債権	1,189	1,192	2	17	△14	1,002	989	△12	7	△20
譲渡性預金	440	439	△0	-	△0	440	439	△0	-	△0

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位: 億円)

区分	2023年度末	2024年度末
子会社・関連会社株式	20,665	26,602
その他有価証券	1,359	1,382
国内株式	558	571
外国株式	0	-
その他	800	811
合 計	22,024	27,985

(注) 市場価格のない株式等および組合等のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
①2023年度末: 2,464億円、2024年度末: 2,124億円

(4) 金銭の信託の時価情報(会社計)

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

・運用目的の金銭の信託

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

(5) デリバティブ取引の状況（会社計）

1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：億円）

区分	2023年度末						2024年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	△3,130	△14,028	△31	—	—	△17,190	△4,553	△14,480	1	—	—	△19,035
ヘッジ会計非適用分	△338	△127	3	△48	—	△510	△187	153	△5	△29	—	△67
合計	△3,468	△14,155	△28	△48	—	△17,761	△4,740	△14,329	△3	△29	—	△19,102

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（2023年度末：通貨関連△1,722億円、株式関連△31億円、2024年度末：通貨関連199億円、株式関連1億円）、およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

(a) 金利関連

（単位：億円）

区分	種類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ	—	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利受取/変動金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利支払/変動金利受取	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップション	—	—	—	—	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利受取/変動金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
		(-)	(-)	—	—	(-)	(-)	—	—
	固定金利支払/変動金利受取	—	—	—	—	—	—	—	—
		(-)	(-)	—	—	(-)	(-)	—	—
	買建	8,330	4,023	7	△338	4,023	1,438	1	△191
	(346)	(192)	—	—	(192)	(82)	—	—	
固定金利支払/変動金利受取	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(-)	(-)	—	—	(-)	(-)	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	
売建	—	—	—	—	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	1,833	—	3	3	
合計				△338				△187	

(注)1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡し取引およびスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(b) 通貨関連

(単位:億円)

区分	種類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	37,720	-	△1,285	△1,285	29,424	-	196	196
	米ドル	24,204	-	△871	△871	15,286	-	167	167
	ユーロ	1,363	-	△31	△31	1,923	-	△12	△12
	ポンド	7,323	-	△297	△297	7,551	-	△5	△5
	豪ドル	3,490	-	△58	△58	3,191	-	39	39
	買建	37,902	-	1,090	1,090	27,544	-	△89	△89
	米ドル	31,625	-	1,049	1,049	21,268	-	△76	△76
	ユーロ	683	-	1	1	1,082	-	△3	△3
	通貨オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	プット	757	-	0	△5	934	-	0	△12
	米ドル	(6)	(-)	-	-	(12)	(-)	-	-
	ユーロ	757	-	0	△5	934	-	0	△12
	米ドル	(6)	(-)	-	-	(12)	(-)	-	-
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
	通貨スワップ	510	484	73	73	412	412	59	59
米ドル払/円受	-	-	-	-	-	-	-	-	
ユーロ払/円受	-	-	-	-	-	-	-	-	
ユーロ払/豪ドル受	50	50	△5	△5	50	50	△9	△9	
円払/豪ドル受	278	278	37	37	207	207	28	28	
円払/米ドル受	180	154	40	40	154	154	40	40	
合計				△127				153	

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡取引およびスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(c) 株式関連

(単位:百万円)

区分	種類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	56	-	△0	△0	28	-	△0	△0
	買建	1,413	-	26	26	619	-	△4	△4
	株価指数オプション								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	プット	3,181	-	0	△6	-	-	-	-
	(7)	(-)			(-)	(-)			
店頭	株式先渡契約								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	株価指数先渡契約								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	543	249	△6	△6	-	-	-	-
	株価指数オプション								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
買建	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	
コール	-	-	-	-	-	-	-	-	
プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	
	1,648	-	0	△9	-	-	-	-	
	(9)	(-)			(-)	(-)			
合計				3				△5	

(注)1. (1)内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引および先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(d) 債券関連

(単位:百万円)

区分	種類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	円貨建債券先物								
	売建	16	-	△0	△0	49	-	△0	△0
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	外貨建債券先物								
	売建	-	-	-	-	8	-	△0	△0
買建	591	-	2	2	370	-	△0	△0	
店頭	選択権付債券売買取引								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
コール	926	358	7	△51	314	314	0	△28	
	(58)	(29)			(29)	(29)			
プット	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(-)	(-)			(-)	(-)			
合計				△49				△29	

(注)1. (1)内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(e) その他

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

- 20 -

日本生命保険相互会社

3. ヘッジ会計が適用されているもの

(a) 金利関連

区分	ヘッジ 会計の 方法	種類	主な ヘッジ 対象	2023年度末			2024年度末				
				契約額等	時価		契約額等	時価		差損益	
					うち1年超	差損益		うち1年超	差損益		
店頭 ヘッジ	繰延	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取	保険 負債	33,006	33,006	△3,130	△3,130	33,006	33,006	△4,553	△4,553
		金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取	貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計						△3,130				△4,553	

(注) 「差損益」欄には、時価を記載しています。

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
2023 年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	-	-	-	4,206	28,800	33,006
	平均受取固定金利	-	-	-	-	0.33	0.48	0.46
	平均支払変動金利	-	-	-	-	0.12	0.12	0.12
2024 年度末	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-
	平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-	-
2024 年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	-	-	100	7,506	25,400	33,006
	平均受取固定金利	-	-	-	0.44	0.25	0.53	0.46
	平均支払変動金利	-	-	-	0.48	0.53	0.52	0.52
2024 年度末	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-
	平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-	-

(注) 平均支払変動金利・平均受取変動金利には、利息計算開始日を過ぎていない金利を含んでいません。

(b) 通貨関連

(単位:億円)

区分	ヘッジ 会計 の方法	種類	主な ヘッジ 対象	2023年度末			2024年度末				
				契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	時価 ヘッジ	為替予約									
		売建	50,458	-	△1,322	△1,322	51,146	-	91	91	
		米ドル	36,980	-	△926	△926	37,875	-	348	348	
		ユーロ	11,467	-	△348	△348	11,481	-	△265	△265	
		買建	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		米ドル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		通貨オプション									
		売建									
		コール	-	-	-	-	2,156	-	15	24	
			(-)	(-)	-	-	(40)	(-)	-	-	
		米ドル	-	-	-	-	1,597	-	11	17	
			(-)	(-)	-	-	(29)	(-)	-	-	
		ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-	
			(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	
		豪ドル	-	-	-	-	559	-	3	7	
			(-)	(-)	-	-	(10)	(-)	-	-	
		プット	-	-	-	-	-	-	-	-	
			(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	
		米ドル	-	-	-	-	-	-	-	-	
			(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	
		ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-	
			(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	
買建											
コール	-	-	-	-	-	-	-	-			
	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
米ドル	-	-	-	-	-	-	-	-			
	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
プット	-	-	-	-	2,156	-	33	△6			
	(-)	(-)	-	-	(40)	(-)	-	-			
米ドル	-	-	-	-	1,597	-	25	△3			
	(-)	(-)	-	-	(29)	(-)	-	-			
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
豪ドル	-	-	-	-	559	-	7	△2			
	(-)	(-)	-	-	(10)	(-)	-	-			
繰延 ヘッジ	為替予約	売建									
		米ドル	-	-	-	-	-	-	-	-	
		ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-	
		買建	-	-	-	-	2,250	-	△8	△8	
		米ドル	-	-	-	-	2,250	-	△8	△8	
		ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通貨スワップ	外貨建 債券	62,015	60,153	△12,705	△12,705	57,508	54,119	△14,585	△14,585	
		米ドル払/円受	42,591	41,805	△8,995	△8,995	40,124	37,793	△10,549	△10,549	
		ユーロ払/円受	13,844	13,428	△2,731	△2,731	12,794	11,782	△3,092	△3,092	
合計				△14,028				△14,483			

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡取引およびスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(c) 株式関連

(単位:億円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2023年度末			2024年度末				
				契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	時価ヘッジ	株式先渡契約	国内株式	327	—	△31	△31	278	—	1	1
		売建 買建		—	—	—	—	—	—	—	—
合計							△31				1

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(d) 債券関連

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

(e) その他

2023年度末、2024年度末に該当の残高はありません。

2025-3856、広瀬部

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月13日

日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社

代表取締役 関口陽平 殿

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

佐藤 誠

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第2期事業年度の中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬によ

り発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (1) 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - (2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。